

## 平成24年第2回那珂川町議会定例会

### 議事日程(第2号)

平成24年3月7日(水曜日)午前10時開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第 1号 那珂川町東日本大震災復興推進基金条例の制定について  
(町長提出)
- 日程第 3 議案第 2号 那珂川町課設置条例の一部改正について (町長提出)
- 日程第 4 議案第 3号 那珂川町ケーブルテレビ施設条例の一部改正について  
(町長提出)
- 日程第 5 議案第 4号 那珂川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について (町長提出)
- 日程第 6 議案第 5号 那珂川町職員の給与に関する条例の一部改正について  
(町長提出)
- 日程第 7 議案第 6号 那珂川町税条例の一部改正について (町長提出)
- 日程第 8 議案第 7号 那珂川町公民館条例等の一部改正について  
(町長提出)
- 日程第 9 議案第 8号 那珂川町介護保険条例の一部改正について (町長提出)
- 日程第 10 議案第 9号 那珂川町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について  
(町長提出)
- 日程第 11 議案第 10号 平成23年度那珂川町一般会計補正予算の議決について  
(町長提出)
- 日程第 12 議案第 11号 平成23年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算の議決について  
(町長提出)
- 日程第 13 議案第 12号 平成23年度那珂川町国民健康保険特別会計補正予算の議決について  
(町長提出)
- 日程第 14 議案第 13号 平成23年度那珂川町後期高齢者医療特別会計補正予算の議決について  
(町長提出)
- 日程第 15 議案第 14号 平成23年度那珂川町介護保険特別会計補正予算の議決について

- (町長提出)
- 日程第16 議案第15号 平成23年度那珂川町下水道事業特別会計補正予算の議決について (町長提出)
- 日程第17 議案第16号 平成23年度那珂川町簡易水道事業特別会計補正予算の議決について (町長提出)
- 日程第18 議案第17号 平成23年度那珂川町水道事業会計補正予算の議決について (町長提出)
- 日程第19 議案第18号 指定管理者の指定について (町長提出)
- 日程第20 議案第19号 平成24年度那珂川町一般会計予算の議決について (町長提出)
- 日程第21 議案第20号 平成24年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計予算の議決について (町長提出)
- 日程第22 議案第21号 平成24年度那珂川町国民健康保険特別会計予算の議決について (町長提出)
- 日程第23 議案第22号 平成24年度那珂川町後期高齢者医療特別会計予算の議決について (町長提出)
- 日程第24 議案第23号 平成24年度那珂川町介護保険特別会計予算の議決について (町長提出)
- 日程第25 議案第24号 平成24年度那珂川町下水道事業特別会計予算の議決について (町長提出)
- 日程第26 議案第25号 平成24年度那珂川町農業集落排水事業特別会計予算の議決について (町長提出)
- 日程第27 議案第26号 平成24年度那珂川町簡易水道事業特別会計予算の議決について (町長提出)
- 日程第28 議案第27号 平成24年度那珂川町水道事業会計予算の議決について (町長提出)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(15名)

1番	佐藤信親君	2番	益子輝夫君
3番	塚田秀知君	4番	鈴木雅仁君
5番	益子明美君	6番	大金市美君
7番	岩村文郎君	8番	小林盛君
9番	福島泰夫君	10番	阿久津武之君
11番	橋本操君	12番	鈴木和江君
13番	石田彬良君	14番	小川洋一君
15番	川上要一君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大金伊一君	副町長	佐藤良美君
教育長	小川成一君	会計管理者兼 会計課長	鈴木吉美君
総務課長	益子実君	企画財政課長	藤田悦男君
ケーブルテレビ放送 センター室長	増子定徳君	税務課長	川俣勇也君
住民生活課長	手塚孝則君	健康福祉課長	郡司正幸君
建設課長	秋元彦丈君	農林振興課長	山本勇君
商工観光課長	高野麻男君	総合窓口課長	薄井績君
上下水道課長	塚原富太君	環境総合推進 室長	星康美君
学校教育課長	川和なみ子君	生涯学習課長	小川一好君
農業委員会 事務局長	秋元誠一君		

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	田村正水	書記	板橋了寿
書記	岩村照恵	書記	北條清

開議 午前10時00分

開議の宣告

議長（川上要一君） ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

議長（川上要一君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますので、ごらん願います。

一般質問

議長（川上要一君） 日程第1、一般質問を行います。

小林 盛 君

議長（川上要一君） 8番、小林盛君の質問を許可いたします。

8番、小林 盛君。

〔8番 小林 盛君登壇〕

8番（小林 盛君） 小林盛です。一般質問を行います。

私の質問は産廃に関するもので、議会でも少数意見となります。きょうは完全なアウェイというような状態ではありますが、処分場を心配しながらも反対の声は出せないという多くの人たちがおります。この那珂川町におきまして処分場問題というのは本当に異常な問題なんです。本当にタブーとされていることで、ほとんどの人が口に出そうとしません。

この議会の中でも活発に議論されるというようなこともなく、ただ県と町がレールを敷い

ていく、これに乗ってどんどんと進んでいくようなそんな感じがしてなりません。しかし、私はここで感情論で嫌だ嫌だ、反対だということではなくて、きちんとした法律に基づいて、また一般常識に照らし合わせて、間違っているだろうという点をただしていきたいと思っております。

そういうことで、処分場にかかわる質問となりますが、なぜ私がこんなにも処分場問題にこだわるのかと言いますと、違法な行政によって那珂川町民の安全・安心で良好な生活環境を享受するという権利が奪われてしまう、住民の権利が侵害されるということになるからであります。

そして、処分場を県がつくって解決をするというのは、不法投棄という犯罪の後片づけを県が行ってしまうということになるわけです。後片づけそのものを県が税金を使って行うということになるわけでありまして。

法律から完全に外れております。これを改めさせなければいけないと思うわけでありまして。犯罪を解決するのは法律でなければならないわけでありまして。公共事業で犯罪を解決するということは、犯罪者への罰則という部分が完全に抜け落ちてしまう。結果として新たな犯罪の未然防止ということにはつながらない、それどころか新たな犯罪を招いてしまうということになるわけでありまして。ですから私は間違った行政にストップをかけなければならないという思いを持っております。

そういうことで、質問を繰り返すということになるわけでありまして、きちんと答弁がなされれば同じことについての質問は繰り返す必要もないし、しません。議会でも何度もこのように発言をしてきたとおりであります。きちんとした答弁を期待いたします。

それでは、具体的な質問に入りたいと思います。

北沢の不法投棄物は何が危険なのか。北沢の不法投棄は平成2年に始まり、実に22年目を迎えるわけでありまして。この間、一度も北沢の沢水から有害物質が検出されたことはなく、問題になったこともありません。明らかにその危険性というものを過剰に評価して住民に伝えていたのではないか。その結果、住民は誤解を受けている、非常に危険なごみであるのかということで、県営処分場を受けても仕方がないのか、それしか方法がないのかというような形で、非常にこの情報によって住民が誤解を受けている。

このことは県営産廃処分場と直結していることであるわけですね。つまり北沢の不法投棄を解決するために処分場をつくって、そこに安全に処理することが実現可能な最善の方法であると、事あるたびにそのような表現をして北沢の不法投棄が処分場と直結しているとい

うことを常に町も県も言っていることであります。果たして本当にそうなのかといったようなことを聞いていきたいなと思っております。

町としてはこれは重大問題ですね。那珂川町の将来の負の遺産となってしまうかというような大きな問題を抱えてしまうという側面を持っているわけでありますので、町としての説明責任というものを果たしていただきたい。

そこで、3つの点についてお伺いをしていきたいと思うわけであります。

(1)として、北沢の不法投棄物は一体何がそれほど危険なのかということをも多くの町民に理解ができるような、その詳しい内容を答弁をしていただきたいと思えます。

(2)として、費用対効果というものはどうなのか。この場での費用対効果と言いますか、メリット、デメリット、処分場を受け入れることによるメリットであったり、デメリットであったりということを町民に理解できるように事細かに答弁をいただきたい。

それから、(3)として、22年間もの長い間、この問題は解決ができないでいるわけですね。しかし、何らかの問題が一度も生じていないというのも、これも事実であるわけですが、必要性がないではないか、何の問題もないで22年間も放置した状態であるわけですね。それなのに産廃処分場を受け入れてまで解決を図るといふことの必然性というものがどこにあるのかということで、これも町民にとってはなぞだ、本当にわけのわからないことだということでありますので、きちんと説明をしていただきたいと思うわけであります。

大きな2番として、町道の改良工事についてお伺いをいたします。

県道那須黒羽茂木線の和見桜馬場から岩下を通過して国道293号の馬頭都へ抜ける町道、これは給食センターの前を通る道のことを言っているんですが、車の通行量が非常に幼稚園もありますし、小川のほうから来る人にとっては馬頭の市街地へ抜けるのに近道というようなことで、あそこを通る車も非常に多いわけであります。町職員の皆さんにおいてもあそこを通られる方が多いと見受けております。

そういったようなことで、あと給食センターがあるということで、車の通行量が非常に多いにもかかわらず、非常に狭い道で危険が増しているわけであります。そういったことから早急な改良工事が必要なんではないかという観点から、そういう計画があるのかないのか、お伺いをいたしたいと思えます。

以上、1回目の質問といたします。

議長(川上要一君) 町長。

[町長 大金伊一君登壇]

町長（大金伊一君） 皆さん、おはようございます。

私から1項目目の北沢の不法投棄に関する質問にお答えをいたします。

まず、（1）番の北沢の不法投棄物の危険性についてであります。平成12年に不法投棄物の詳細調査を実施をしまして、投棄地内では有害物質であるダイオキシン類、鉛、それから揮発性有機化合物が基準値を超えて検出をされました。その後、周辺の水質検査などのモニタリング調査を継続的に実施をしておりますが、現在まで周辺の汚染拡大の兆候は認められておりません。

しかし、汚染拡大の兆候はないと言っても違法に不法に投棄された廃棄物でありまして、廃棄物の種類等もすべて明らかになっているわけではありません。将来、想定外の自然災害等による不慮の事態も起こらないとも保障はできません。

このようなことから、私はこの投棄物を現状のまま放置しておくことが一番危険であると、そう考えております。

次に、（2）番の費用対効果に関する質問ですが、私としては地域住民の安全を守ることが一番の責務であると考えておりますので、費用対効果について判断すべきでない、こう考えております。

次に、（3）なぜ22年間も長期間解決できないのかであります。必要性がないのかという質問であります。必要性がないからではなく、この事業を実施するに当たり、必要な手続等を行うために時間がかかっているものと聞いております。私といたしましては、引き続き早期解決に向けて取り組みを県に要望していきたいと考えております。

2項目目の質問については、担当課長のほうから答弁をさせたいと思います。

議長（川上要一君） 建設課長。

建設課長（秋元彦丈君） では、2項目の町道改良についての町道岩下線及び桜馬場線の道路整備についてお答えいたします。

現在、町は定期的に道路パトロールを行い、道路面の安全管理に努めているところであります。またこの路線の管理につきましても、交差点改良及び舗装修繕工事を実施し、道路の維持管理を行っているところであります。

ご質問の町道岩下線及び桜馬場線は、地域の生活道路、通勤道路として利用されております。また、最近馬頭市街地の近道となっているため、朝夕の交通量が増加している状況でありますので、今後歩行者の利用状況及び交通量等をかんがみ、道路整備計画策定の中で検証していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（川上要一君） 小林 盛君。

〔 8 番 小林 盛君登壇 〕

8 番（小林 盛君） 2 回目の質問に入ります。

町長が今答弁では危険性があるダイオキシンや有機化合物といったものが検出されている、そしてそれが違法に投棄されたものであるというようなことから、将来の危険性を考えて処分をするというようなこと、そういう答弁であったと思うわけでありますが、この中でその危険性について、ダイオキシンというものが検出された、これは確かに基準値を超えた形で検出されてはいるんですが、非常にそのレベルは低いというか基準値をわずかに超えているというにすぎないわけですよ。あの程度のダイオキシンを危険だということで、22年間も処理ができない、放置したままだというのは、これは行政にとってはまさに怠慢だと言わざるを得ませんね。

詳細調査ということが行われたわけですよ、その詳細調査の中でメッシュ状に現場を掘削してどの地点からどういった有害物質が検出されたかということが確認がとれているわけなんです。つまりこのダイオキシンにおいても、どの地点から検出されているとかということがはっきりわかっている。しかし、それを掘り起こしてまた埋め戻しているんですよ同じところに。有害で危険なものであれば、これは埋め戻すのではなくて、それを安全に処理するということが必要だったのではないかと思うわけでありますが、非常に町長が言われるほど危険性の高い濃度のダイオキシンではなかったと。

そうは言っても、それでは、放置していいのかと逆襲を受けるかと思うんですが、そういうことではなくて、その処理が十分にできるでしょうということなんです。全部のごみを撤去しなくてもその危険な有害物質が基準値を超えたところがどの地点であったとかということは県も町も確認をしている。そういう中で埋め戻して、この中身は危険なんです、全部撤去する必要があるんですよと言っているのは、非常にそれはおかしい考え方である。そしてその結果、県はあの処分場をつくるために正確であるかどうかはわかりませんが、当時140億円ほどお金がかかるというような話も聞いた覚えがあるんですが、その不法投棄によってもたらされたごみ、そして当然その調査によって、どこにどういった危険性の高い物質があるということも確認をしているんです。そういう中で、また埋め戻してどこにあるかわからないような状態にまで戻してしまって、そして全量撤去が必要だと言っているのは、それは税金の無駄遣いでありますので、そういうやり方は改めるべきだと思うわけであります。

例えば事業の見直しということを考えてはいないんですか。例えば八ッ場ダム、それから国家公務員の宿舎であるとか、それから霞ヶ浦の造成事業であるとか、こういったものは工事が着工したにもかかわらず、これを見直す必要性があるというようなことで、一時凍結であったり、あるいは、廃止になったり、そういった見直しが行われているわけですね。

22年間という長い月日の中で有害物質も検出されなかった、ずっとされていないんですね、そういうものに対して全量撤去して処分場で処理をするんだということはこれどう見ても愚かなことですね。こんな愚かなことを受けるのは那珂川町民しかいないぞと、ほかからも言われます。こんな判断をこれは行政としては間違っていますよ。

北沢の問題は、産廃処分場の受け入れの、住民にとっては、住民にその受け入れを迫るおどしのような、つまりおどしのネタのような役割を果たす、そういうふうにご利用されてしまう。

町長はこういったことがおかしいでしょうという部分をもっと町民の皆さんにも知っていただいて、また、執行部の皆さんにも知っていただきたいと思うので、背景となっている当時のことを話す必要があるかなと思います。

北沢の不法投棄というものは、平成2年に起きた事件であります。その当時、不法投棄が始まったとき、住民はごみを満載してくるダンプが次々とやってきたわけですが、北沢に不法投棄して帰って行くのを見て、大変なことが起きたということで、和見や小口、小砂の住民たちがみんな心配して集まって、その中で今の行政区の役員に当たる当時の自治会の役員さんですね、そういった人たちが役場や警察、保健所といったところに何度も足を運んで、不法投棄を少しでも早く、一日でも早くとめてほしいと、こう訴えてきたわけですね。

そういう中で、警察が不法投棄者を逮捕するまでには約6カ月くらいかかったと記憶しております。その当時は法律が整備されていなかったからすぐに逮捕はできなかったと、当時警察が言っているわけです。

しかし、ごみがダンプで、二、三台しかまだ捨てられていないときから行政に何とかしてくれ、とめてくれ、そうお願いをしてきた住民に落ち度が少しでもありますか。何の落ち度もないその住民を、その後22年間、不法投棄されたごみそのままの状態に残っている、そしてそれが危険ですよと行政がおどしをかけるんですよ、非常に問題のある行政だと私は思うんですね。

そして、振興策というあめ玉をもう一方ではばらまいて処分場をつくることに誘導しているわけですね。こういう行政というものはこれはやめるべきだと。行政といえども、さっき

も話をしたように、事業の見直しということも当然必要であるし行われているわけでありませぬ。ですから、何ら問題の起きていない北沢の不法投棄を非常に危険性をあおって処分場に結びつけようというのは、住民の安全・安心な生活を常に乱していることになるわけですよ。だからそういう行政はやめていただきたいと思うわけでありませぬ。

改めて聞きますが、北沢の不法投棄、今言われたようなダイオキシンがある、あるいは有機化合物等があったというような程度のことで産廃処分場に結びつくというのは、これは話が飛躍しすぎて全然でたらめですよ。ですから、そうではなくて、これは本当にどうしようもない危険なものでしょうというようなことがあるのであればもう一度ご説明をいただきたい、答弁をいただきたいと思ひます。

議長（川上要一君） 環境総合推進室長。

環境総合推進室長（星 康美君） ではお答えします。

町としましても何度も小林議員のご質問に答弁しているところでござひます。改まってということなんです、やはり、今まで答弁していたように、不法投棄物については危険であり、現実的に実現可能な方法であの北沢の不法投棄物を処理したいということで県のほうに要望いたしてあります。県としましても、北沢の不法投棄物を処理することと、県内に管理型の最終処分場をつくりたいということでござひます。

ことし2月の県議会の知事の答弁としましても、県としては最大というか一番の課題である、それを一日でも早く解決したいという旨答弁してあります。そのようなことから、従来どおりのその考え方については、変更するとか見直しするということは考えておりませぬ。

以上でござひます。

議長（川上要一君） 小林 盛君。

〔8番 小林 盛君登壇〕

8番（小林 盛君） 危険であるという同じ答弁の繰り返しです。私は、処分場を受け入れてまで解決を図らなければならないその必然性というものがどこにあるのかというようなことでお伺いしているわけでありませぬが、危険であるという説明の中には、結局平成12年度に行われた北沢の詳細調査に基づいて答弁をされているのかなと思ひわけでありませぬが、私はそのことに触れて、詳細調査の結果、県が言っているような危険性というものは全くないとは言えませぬよ、ただ、先ほども言ったように、どの地点からどういう有害物質が検出されたという結果が出ているわけですよ。それを撤去すればいいじゃないですか。全量撤去しなくても、それを撤去すれば安全生が保てるんじゃないかということをおっしゃっているわけですよ。

よ。産廃処分場を受け入れてまで撤去しなければならない、全部を撤去しなければならないというような有害物は検出されていません。これは素人である私でもはっきりとわかっているわけでありませぬ。

北沢のごみの調査については、平成10年と12年の2回にわたって行われました。その結果というものは、平成10年のときは環境基準値をわずかに超えたのは4地点で鉛が検出されたわけでありませぬが、その鉛も環境基準値を最高で4倍上回ったと、環境基準値がたしかその鉛の基準値というものが0.001ぐらいだったと思うんじやが、それに対して0.004という鉛が検出された地点があったと、それもたった4カ所なんじやよ。そういう調査結果だったんじや。それで私はそのことをすぐにも心配している町民に安全宣言を出してもいいのではないかと、そのくらいのレベルではないかということでチラシを合併する以前でしたが、馬頭町のときだったわけじやが、私は全町にチラシを出して町民に知らせた覚えがあります。

そうじやすると、何としても処分場処分場ということで動いてきたわけじやから、それでは処分場に結びつけるはずの怖い危険なごみでなければならなかったわけなんじやが、それがレッテルがはがれてしまった、そういう状況で、処分場を推進したい県とその補助金が欲しい町当局が困ってしまつて、すぐに2年後の平成12年に詳細調査ということを行つて、まるでお宝でも探すように、有害物質を探した。しかし、結果は皆さんもご存じのように、その後何年間後に、北沢の不法投棄適正処理検討委員会という委員会が設置されたわけじやよ。これは町長の諮問機関ということじやが、町長がその結果を尊重するということで、処分場を受け入れるのか受け入れないのかといったような判断を、その検討委員会の結果に委ねるというようなことも言つてきたわけじやあります。

しかし、その結果がどうであったかと言いますと、処分場の受け入れということに対して賛成であるとか反対であるとかということじや、意見が大きく2つに分かれたわけじやありますが、一番多かったのは、あの北沢の不法投棄はそのまま動かさず、そこに安全対策をとるというのが一番多かったわけじやよ。

そして、その次が処分場をつくつて解決を図る必要があると。しかし、それには附帯意見がついているわけじや。しかし、その場合、処分場をつくる場合は、全町民の過半数を超える賛成が必要であるという附帯意見までついているわけじやよ。これは町長がこのとき、この当時検討委員会の委員長をされていたということじやがあるので、町長もはっきりと記憶されていると思うんじやが、そういったように、本当にその北沢の不法投棄されているごみは

危険であるのかないのか、絶対危険ですよという、そういうその本当に危険な要素というものが無いんです。

これについて、それでも処分場を受け入れるんだとおっしゃるのかどうか、もう一度伺ってみます。

議長（川上要一君） 町長。

町長（大金伊一君） 平成12年に詳細調査をいたしました。それは議員もご承知のように、40メッシュでしたか40メートルごとに穴を掘って中を調べたわけです。その結果、ダイオキシン類とか、鉛類が基準値を超えて検出されたということでございまして、そういうことで、これをどうしたらいいのか、あそこへ残しておくのは、非常に危険だということ。今穴を掘ってまた埋めてしまったといいますけれどもそれはどういうことかということ、還元状態にしておくことが一番安全だということで埋めたわけです。それからもう一つ、40メートルメッシュですから、その間に何があるかは全部詳細は調べてないわけで、何があるかわからないという、そういう危険性があったわけですね。

そういうことで、これは処理したほうがいいだろうと、当時、もちろん私が検討委員会の委員長をやりましたが、三論併記で当時の町長に答申をしました。その結果、当時の町長もこれは危険だと、県にお願いして処分場をつくって処理するのが一番安全だということで、県に要請をしたわけであります。

私は、今あれは還元状態になっている。ご承知のように酸化状態になると、これは、流出するおそれが出てまいります。そういうことで、自然災害とかでその今の状態が崩れてくると流出するおそれがあると、そう思っております。そういうことから、私は処分場をつくり、あそこでそれを処理していただくというのが一番安全だと、そう思っています。

議長（川上要一君） 小林 盛君。

〔8番 小林 盛君登壇〕

8番（小林 盛君） 今、町長が答弁されましたその還元状態であると、還元状態を保つために埋め戻しをしたんだというような答弁であります。これは前にも私何かの機会にお話ししたかと思うんですが、その還元状態というのは酸素の通わない状態というものを保っていることによって、それが還元状態だと、酸化しないと、酸素が通わないという状態を言っているわけですよね。しかし、まさに酸化状態にあった、還元状態にあったあの現場を詳細調査、あるいはそれ以前の平成10年度の調査ということで、掘り起こしているわけですよね。掘り起こしてまたそこへ埋め戻す、これは堆肥を切り返したときと同じように、そこに酸素

をたっぷり含ませて、また埋め戻したと、これこそが還元状態を破っていることなんですよ。これで、還元状態が保たれていますなんていうことはあり得ないわけで、まさにその還元状態を壊した状態の中で、それでも有害物質が検出されていないということは、県や町が言ってきた危険ですよ危険ですよというのは、住民を脅かしにすぎない、住民の安全・安心の生活を守るはずの行政がやるべきことではないと思うわけです。

その詳細調査ということで、40メートルメッシュだったかどうかというのは私もちょっと記憶していないんですが、結局かなり18点ぐらいだったと思うんですが、そのぐらい詳細調査のときには掘削がされております。そういう中でここここここにはダイオキシンが出て、ここには鉛が出てというような細かな調査が行われたわけなんです。ですから、基準値を超えた部分というのは何地点かなんですから、そこだけを取れば、取って安全に処理すれば何ら問題ない。処分場をつくるなんてとんでもない話ですよ。そういうことでありますが、これはこれ以上聞いても話が先に進みませんので、2番目の費用対効果といったことに質問を移りたいと思います。

先ほど町長は、これは住民の安全・安心ということにつながることなので、費用対効果というようなことでは考えていないといったような答弁だったと思います。

住民の安全・安心が一番と、もっともだと私も思います。しかしですよ、その中身の問題なんです、住民の安全・安心ということ、それと処分場をつくることによって受けるはずのデメリットの部分と、処分場をつくるということは北沢に不法投棄されているごみの中にダイオキシンや有機化合物といった有害物が含まれていましたという程度のものではないんです。そのものが有害物質そのものが運び込まれてくるわけですね。北沢ではないんですが、備中沢に大きな産廃処分場、ダムですよ、ダムをつくってその中にそういった有害物質をどんどん80万ですか、埋め立てをするということの危険性というものが、それよりもその危険性よりも北沢にある、あの22年間そのままであっても何も問題はなかったが、今後、処分場よりももっと危険な状況があるかもしれないと町長はそういったことを言われていると思うんですが、非常にだれが聞いてもおかしな話であって、そんなことを本気にする人はいないと思うし、町長の判断としては非常にそれは間違っているんじゃないですか。答弁が非常におかしいと思うのはですよ、これはこの問題に関しては隠している部分があるんですよ。つまり、処分場周辺整備補助金というんですか、俗に言われてきている迷惑料補助金というそのお金の存在ですね、これはなぜか表には出さないでいるんですよ。出さないで答弁をしていると、本当に町長はあんなことを考えているのかなというような誤解をかえっ

て受けますよ。結局その補助金によってそれを町の財政の一部として使いたいという、そういう考えの中でこの処分場が、結局補助金のために処分場を何とか誘致しようというような行政が行われているのではないかと思うわけですが、その点についてお伺いいたします。

議長（川上要一君） 町長。

町長（大金伊一君） 管理型処分場は確かにいろいろな物を捨てられますけれども、中間処理場でちゃんと選別して、管理型処分場に捨てられる物は決まっているわけですね。重金属類、こういう毒物の強いものは密閉型に捨てるということになっていますし、今の処分場はご承知のようにあのようにもう本当に私は完全に近いものであると、そう言ってもいいと思うんですが、そういうことで、私はそういう補助をもらうからあれをえさに処分場をつくらせるんだということではございません。

やはりあのままにしておくのは、さっき言ったように、いろいろな重金属類もあります鉛も含まれているんですからね、毒物が出ているんですから、私はやはり管理型処分場で処理してもらうのが一番適切と、そう思っていますし、そういう補助をもらいたいからということではございません。

議長（川上要一君） 小林 盛君。

〔 8 番 小林 盛君登壇 〕

8 番（小林 盛君） 補助金のためではないというような答弁があったわけですが、本当にそういう答弁で矛盾がこれからどんどん出てくると思うんですが、それでよろしいでしょうか。

また、中間処理をするということで、なぜか安全が保たれるような答弁であったわけですが、町長、例えば汚泥とかいろいろそういうものが今中間処理をされることによって、放射能がどんどん濃度を増しているのを聞いていると思うんですよね。中間処理をするということは減量化するということであって、ごみを安全に処理するということではないんですね。減量化することによってますます濃度が濃くなる、あるいはダイオキシンなんかはその焼却する、中間処理をすることによってダイオキシンという有害物質が発生する、こういうことになっているわけですよ。中間処理をすることによって毒性が増すという認識に変えていただかないと、勘違いされたままでは町の住民の安全・安心を守っていくかじ取り役としてはそれでは困るわけなんで、そこは勘違いをしないようお願いをしたいなと思います。

また、重金属類は入れないというようなことだったんですが、管理型には重金属類も入ります。ですからこれも勘違いだと思うんです。

北沢の不法投棄されているごみには、そういった今町長が言われたような心配するようなものが本当に基準値を超えない程度の微量なものしかほとんど入っていないんですよ。こういったものはほんのわずかなんです。そのごみが危険だと言って、全量撤去するんだと言って、こういう危険なごみ、これからは放射能ですよ、前回答弁をしたときに、住民との保全協定を結んでいる、その保全協定以外の、結んだ以外の物は受け入れませんと、町長もそういうふうな答弁をされて、今の法律では確かにそのとおりであります。

しかし、突発的なああいう大災害とか、いろいろそういうことによってその状況というのが大きくかわってきているんですよ。これはけさの新聞に載っていたわけですが、県内4施設で保管の汚染スラグというような見出しがついていて、2,630トン、8割が8,000ベクレルを超えると、国の処理、見通したたずというようなことになっていますが、ちょっと一部、読んでみます。

8,000ベクレル以上は指定廃棄物として国が直接処理することになっており、国は1月施行の放射性物質汚染対処特別措置法に基づき、年度内に処理方針を決めるとしている。ただ、処理先は県内の処分場が前提、県内に管理型の処分場はなく見通しは立っていない。

栃木県から出ている8,000ベクレルを超えるそういった放射能、それが県内の管理型の処分場に入れるということが限定である、しかし管理型は今はないということは、これからまさに那珂川町が管理型の処分場をつくるということは、まさに栃木県としては待っていましたということになりますよね。そういう形でこの8,000ベクレルを超える放射能が持ち込まれる、そういう危険性が非常に高いということにどんどんなっています。こうなるだろうということを私は想定できることなので、あのときに質問をしたわけです。当然そうなるんでしょというようなこと、そうしたら、それは今の法律で受け入れませんと、考えておりませんと町長が言い切ったんですが、こういう突発的な事故の中ではどんどん状況も変わってくるということを考えておかないと大変なことになっていく、処分場をつくってからもうとめられませんか、放射能がどんどん持ち込まれてしまう。そういうことになりはしないかという心配を持っているんですが、町長のお考えを伺います。

議長（川上要一君） 町長。

町長（大金伊一君） 放射能の問題でございますが、処分場をつくとそこに埋めるではないかと、こういう質問でありますけれども、県のほうでもちゃんと知事も言っています。受け入れませんと、ここにつくる管理型処分場については、放射能を含んでいる物は受け入れませんと、こう言っております。また、私もそう思っております。

それで、今中間処理場で処理した物をそこで燃える物は確かに燃してしまいますから、灰として持ってくるわけですから濃縮されますから、それはあるいはかなり高度なものが出てくるかもしれませんが、そういう場合は、そこで検査してストップ、入れないということもできますので、私の方針としてはそういう放射能物質は入れない、そういう考えでありますし、県もそのような考えであります。

議長（川上要一君） 小林 盛君。

〔 8 番 小林 盛君登壇 〕

8 番（小林 盛君） その状況というものが、町長の考えで受け入れないと言っておりますが、それができなくなってくるのではないかと。なぜかと言いますと、日本中、今放射能に汚染されて、ほとんど放射能を含んだ物は入れませんなんて言ったら、言ってみれば処分場にごみが入らなくなりますよ。結局すべてが放射能に汚染された、レベルは低レベルであるかもしれませんが、汚染された瓦れきというものが、日本中に大津波によって瓦れきがあふれているわけです。それを処理しなければ復興が始まらないと言っているわけですから、そのために協力をしてくれという協力要請がどんどんきているわけでありますから、当然そういった放射能を含んだ瓦れきを焼却し、当然焼却することによって放射能の濃度が高まってきます。そういった廃棄物がこの処分場に運び込まれるということになっていくわけで、処分場をつくることイコールその放射能を含んだ廃棄物の受け入れということになることは間違いないと思うんですが、これは押し問答になってしまうのでやめたいと思います。

3 番の、なぜ22年間もの長期間解決ができないでいるのかといったことについて、先ほどの答弁では手続の問題があってというようなことで解決ができないでいるというような答弁だったかなと思っているわけですが、22年間解決できなかったというのは、これは必要に迫られれば人間というものは努力もいたしますし、当然それに対する対処を行うわけでありますよね。ところが放置したまま何にも問題が起きていないんですから、手を打たない、打たないでいるうちに22年間過ぎてしまったというにすぎないわけですよね。この22年間何もしなかったことに対して、行政が怠慢だと私は言いませんが、その必然性がなかったということを町としては認めるか認めないか、お伺いをいたします。

議長（川上要一君） 環境総合推進室長。

環境総合推進室長（星 康美君） 今の必然性なんですけど、先ほど町長の答弁で手続等ということで、その中にはいろいろな当然手続がありまして、その中に住民の合意形成とか、用地の確保とか、いろいろ現実に県としても進めているところでございます。そういう中で、

町としてはどうかということなのですが、県と信頼を構築して、町も当然同じ方向を向いて進めると、これからもそのようなことで一日でも早く解決されるように努力していきたいということでございます。

議長（川上要一君） 小林 盛君。

〔 8 番 小林 盛君登壇 〕

8 番（小林 盛君） 合意形成とかそういうことが必要で時間もかかっているというようなことでありますが、これは大きな勘違いをされているわけですね。これは不法投棄という犯罪によってもたらされている危険性ですから、危機管理なんですよ、これ。住民の生活上の支障、またそのおそれがあるというものに対しては、法律で特措法によって撤去するということをうたっているわけですよ。義務づけているわけですよ。危険であればこういうふうな解決を図りなさいという法律があるんですよ。その法律に照らし合わせれば、こんな合意形成であるとかなんて、そんな時間がかかる必要は全くないんです。法律以外のことでやろうとしているからです。

だから私は何度も言っているですよ、犯罪というものを解決するのに公共事業などという全然外れたことで解決を図ることはできないんですよ。おかしいんです、そんなことは。住民のこれが本当に町が今まで言ってきたように大変な危険な物が入っているんですよということであったならば、何も手も打てないまま有害物質が下流に流れていって下流の住民の生活を脅かしたということになるわけですよ。それを手続上の問題、合意形成と言って20年以上もたっているのに、これからもそんなことを言っていたらあと何年かかると思いませんか。土地の買収に至っても今現在この処分場をつくるのにおいては、面積で約7割弱ということを県のほうでは言っております。3割が土地を売らない人ですね面積上ですね、実際には人数で言えばもっともっと多いと思います。多分、私の想像ではありますが、必ず県は面積でしか言ってこないわけですよ。これは自分たちの有利な数字を選んで発表するわけですから、土地の買収した面積によっては7割だというようなことを言っていますが、問題は地権者の数ですよ。地権者がどれだけあと残っているのかということになると思うんです。そういった部分はまだ県ははっきり絶対言わないんです、何度聞いても。そういう状況を考えると言いたくないほど残っているのかなと思うわけでありましたが、そういうまだ3割も人が土地も売らないで頑張っているというようなこの事業に、いつになったら住民の生活の安全というものが確保されるんですか。あと何年待てば住民の安全が確保されるのか。町が言っているように危険だと、処分場と引きかえにするほど危険なものだと言っているん

であれば、もっと緊急性を持って対処しなければならないわけでしょう。

時間がなくなってしまうので、この質問は途中なんですけど、これでやめたいと思います。

最後に、町道の改良工事の件について、あの場所というのは入口のすぐ近くに交差点があるんですよね。それで、信号待ちの車等がずっと並んでしまうというようなことで、その間に車が出ていくというようなことで、非常に危険な状況というのが何度もあるわけなんですね。あれは早急に解決を図っていただかないと、必ず大きな事故を招いてしまうのではないかと思うわけで、今度の予算にも計上されていないわけではありますが、そんなに待てないことだと思うんですよ。本当に私も何年か前に質問をさせていただいたんですが、そのときは、何か別な事業と一緒にやる計画がありますよというような答弁をいただいた記憶はあるんですが、一向に進んでいないので、早急に検討していただきたいと思います。

議長（川上要一君） 建設課長。

建設課長（秋元彦丈君） 議員ご存じのように、今西側の国道293号の交差点のことだと思いますが、あそこは都橋付近は町道が何路線も重なっております。現在県のほうの国道293号馬頭バイパスが計画中でございます。県のほうも危険な交差点とは認識しております。そのために現在交通管理者といろいろ協議しまして、安全な交差点をつくらうということで、今現在計画している最中でございます。

以上でございます。

8番（小林 盛君） 終わります。

議長（川上要一君） 8番、小林 盛君の質問が終わりました。

ここで休憩をいたします。

再開は11時10分といたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時10分

議長（川上要一君） 再開いたします。

橋 本 操 君

議長（川上要一君） 一般質問を続けます。

11番、橋本 操君の質問を許可いたします。

11番、橋本 操君。

〔 11番 橋本 操君登壇 〕

11番（橋本 操君） 橋本操でございます。通告書に基づきまして一般質問をいたします。

1、町有施設の管理についてご質問いたします。

昨年6月、小川地区の町営プールの更衣室に不法侵入した男が逮捕されましたが、約3カ月にわたり寝泊まりをし、室内で火力を使用し、食事もとっていたことが新聞等で報道され、ずさんな管理に安全・安心のまちづくりに不安と失望が残りました。また、町は議会に対しても何ら説明もなかったようでございます。

そこでお伺いをいたします。

（1）更衣室出入り口の施錠は、どのようになっていたのか。また、今後の防犯対策をお伺いをいたします。

（2）プールや水道水源地への不法侵入や有害物質の投入措置の現況と今後の重点対策をお伺いいたします。

（3）町有施設全体の管理体制の見直しと防犯カメラの設置を考えるべきと思うが、いかがですか。

大きい2番目に入ります。子供の放射能対策について。

昨年3月11日の大震災により福島第一原発が水素爆発の事故が起き、現在も放出されている放射性物質が人体に悪影響を与えていると思われます。町は町民の健康をどのように考えているのか、そこでお伺いをいたします。

（1）町内の中学生までの子供を対象にした甲状腺被曝検査を実施する考えはあるかお伺いいたします。

（2）保育所、幼稚園、小・中学校のグラウンドや建物周辺の放射性物質の検査はどのように行っているのか、また安全性はどうか。

（3）通園、通学路等で放射性物質が蓄積していると思われる箇所を調査したのか、今後調査する予定はあるのかをお伺いいたします。

1回目の質問であります。

議長（川上要一君） 町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） 私からは1項目めの町有施設の管理についての（3）町有施設全体の管理体制の見直しと防犯カメラの設置についてのご質問にお答えをいたします。

各施設については担当所管課において管理を行っておりますが、事件発生以来、改めて所管課において施錠の再確認や施設見回りの強化等に取り組んでいるところであります。

また、防犯カメラの設置につきましては、犯罪の未然防止や事件解決につながるということで、一部公共施設においても導入をされておりますが、防犯カメラは安全・安心の確保に役立つと考えている反面、個人情報やプライバシー保護の観点など課題を抱えておりますので、今後費用対効果を踏まえて検討してまいりたいと考えております。

その他の質問については、担当課長に答弁をさせます。

議長（川上要一君） 教育長。

〔教育長 小川成一君登壇〕

教育長（小川成一君） 橋本議員の第2項目の放射能関係についてお答えをいたします。

昨日の益子明美議員のご質問にお答えしましたので、重複する部分は略させていただきます。

まず第1点目の甲状腺の被曝検査の実施についてですが、現在のところ、放射線量が基準値を下回っておりまして変化が見られませんので、町単独で甲状腺の被曝検査を実施する考えは予定をしております。

今後甲状腺に変化が見られたような場合には、県教育委員会や学校医等と相談をしながら対応をしてまいりたいと思っております。

また、今後の国の放射能に関する対策、方針等について推移を見守っていききたいと思っております。

2点目のグラウンドや建物周辺の放射能物質の検査と安全性についてですが、これも昨日、益子議員のご質問の際にお答えしたとおり、校庭において毎日各学校、小・中学校、幼稚園の放射線量の測定を行っているところです。現在の状況では、基準値を下回っており、安全であると考えております。

また、きのうもご質問にお答えしましたように、馬頭小川ロータリークラブから測定器を寄贈いただきましたので、それを使いまして全小・中学校、幼稚園の排水溝、あるいは落ち葉、あるいは草が生えているところ、大体1校5カ所から多いところで8カ所ぐらい教育委員会の事務局のほうで調査をしましたが、すべて基準値を下回っておりましたので安全であ

と考えております。

最後に、3点目の通園、通学路等の放射能調査についてですが、子供たちが通園、通学の際に利用している道路等については、当町は汚染状況重点調査地域にも指定をされておられませんし、学校内の放射能の検査でも基準値を下回っておりますので、特に通学道路等の放射線量の測定は行っておりません。また、今後行うことは予定しておりません。

以上です。

議長（川上要一君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（小川一好君） 1点目の更衣室の施錠についてのご質問であります。町民プールへ出入りできる出入り口につきましては、正面の出入り口1カ所です。平成22年度のプールの開場期間終了後、職員が施錠しまして、その後3回保守点検時及び大震災後の施設の点検時に職員及び委託業者が施錠を確認しておりますが、その際、内部の入口であります更衣室の出入り口及びその窓の施錠までは確認しておりませんでした。

なお、小川駐在所の署員も期間中1度正面の外部出入り口の施錠を確認していると聞いておりますので、犯人はプールのフェンスを乗り越えたあと内部出入り口であります更衣室の出入り口、または窓から侵入したのではないかと考えております。

今後の防犯対策につきましては、既の実施しておりますところではありますが、開場期間終了後においても職員において定期的に巡回、外部及び内部の施錠を確認しておりますところでございます。

次に、2点目のプールへの不法侵入や有害物質の投入措置の現状と対策についてですが、プールの場合、周囲を約2メートルのフェンスで囲まれておまして、使用期間も限られていることから、現状については使用期間中の職員による施錠の確認と使用開始直前に遊泳プールの衛生基準に従った水質検査1回を実施しております。今後、不法侵入防止対策等につきましては、既に行っております職員の巡視に加えまして看板等を設置して注意を喚起するなど、さらなる防犯対策を行っていきたいと考えております。

以上です。

議長（川上要一君） 上下水道課長。

上下水道課長（塚原富太君） 同じく2点目の水道水源地等への不法侵入や有害物質の投入阻止の現況と今後の重点対策についてですが、まず、本町の水道施設は、上水道、簡易水道合わせて10施設あり、その水源は、すべて地下水を利用しております。

水源の周囲には、すべてネットフェンスを配置し、井戸の鉄ぶたには施錠しており、不法

侵入や有害物質の投入防止対策は行っております。なお、ことし2月3日に発覚いたしました県北地区の青酸カリ紛失に当たりましては、県からの一報を受け、全施設点検を行っております。

以上です。

議長（川上要一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（郡司正幸君） 第2の項目の2点目、保育園の放射性物質の検査についてでございますが、昨日益子議員の答弁と同様でございますが、24年1月中旬より4保育所の園庭で毎日2回、検査、測定をしております。測定結果につきましては、国の基準値以内であるということであります。

議長（川上要一君） 橋本 操君。

〔11番 橋本 操君登壇〕

11番（橋本 操君） 大きい1番の（1）の更衣室の出入り口の問題なんです、今担当課長より答弁があったわけですが、更衣室のかぎがかかっていなかったように思われるんですが、警察署でもそれは認めているわけですよ。

また、プール周辺には2メートルのフェンスがかかっていることは私も重々わかっております。ですから、ここを乗り越えたということですから、不可抗力といえども不可抗力かもしれませんが、ただ、建物内に更衣室ですか、入っていったことは事実ですから、こういうことはやっぱり今まで小まめに見回りをしなかったということですよ。今後は小まめに巡回をするという答弁でございますが、たまたま更衣室で、ほかに進入されて、そこで寝泊まりをした、食事をとったというような状況だけで、ほかには被害はなかったのか伺いたします。

議長（川上要一君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（小川好一君） 当日、警察のほうでの捜査で確認いたしましたところ、ほかへの被害、あるいは器物の損壊等はありませんでした。

議長（川上要一君） 橋本 操君。

〔11番 橋本 操君登壇〕

11番（橋本 操君） 物資とかそういう被害はなかったようですが、ただ、全くその被害がなかったということではないんですね。要するに那珂川町民から見れば安全・安心のまちづくりに私は心情的に影響をしたのではないかと思います。それが私が思うには大きい被害だったのではないかと思います。これを町民プールの更衣室に進入されたというだけの問題

ではなくて、全体的に那珂川町の施設に、本当に安全な、完全な管理体制を行っていたのかということになると思います。この辺についてお伺いいたします。

議長（川上要一君） 総務課長。

総務課長（益子 実君） 先ほども町長の答弁でありましたが、以前から本来であればこういったことがあってはならないわけでありまして、改めて注意を喚起をしまして、各課において対応をしております。今回の件については、大変遺憾に思っております。

以上です。

議長（川上要一君） 橋本 操君。

〔 11番 橋本 操君登壇 〕

11番（橋本 操君） こういうことが起きたことは、町として残念だということだけではなくて、町民に不安を与えたということは認めますか。

議長（川上要一君） 総務課長。

総務課長（益子 実君） 町民の方に不安、不審を抱かせたことに対しては大変申しわけなく思っております。

議長（川上要一君） 橋本 操君。

〔 11番 橋本 操君登壇 〕

11番（橋本 操君） 先ほども申しましたように、2メートルもあるフェンスを乗り越えて進入したという、そういう点もありますし、また3月11日に起きた大震災の過程の中で、いろいろな面で多忙だったこともありますし、こういうことはあってはならないことでございますので今後とも管理体制には配慮していただきまして、町民の不安を払拭していただくようにご努力願いたいと思います。

では、2番目のプールと水道水源地に入らせていただきます。

今回進入されましたプールのところには何回も言いますが2メートルのフェンスがかかっていたわけですが、これはフェンスがかかっている、例えば瓶状のもの、ビニールの袋とか紙袋でも何でもやっぱり有害物質的なものを2メートルのフェンスですから、なんぼでも投げればプールのほうへ届くと思うんですね。そういう不安が起きてきたわけです。以前は学校のプールは子ども住宅の後ろですから、今までそういうことを私も実際は考えてはいなかったのですが、こういうことが、こういう不法侵入ができたために、これはプールの使用中ですか、夏休みになると思うんですが、そのときに本当にこれは安全なのかと、安全に使えるのかという問題が起きてくると思うんですね。

また、水道水源地ですか、那珂川町には屋根がかぶっていないというようなところはないわけなのかなと思うんですが、みんな建物の中に地下を掘ったパイプで汲み上げている現状なのかなと思うんですが、ですからその建物に進入して、何らかのあれをしなければその水道水源地にはほうり込めないというふうに私は認識しているんですが、そのところをお伺いいたします。

議長（川上要一君） 上下水道課長。

上下水道課長（塚原富太君） 現在、水道施設については、先ほど申しましたように10施設あるわけですが、そのうち2施設だけがろ過池がございまして、これは被堀されていないわけですが、そういった施設につきましては、砂でそのあとろ過しますので、例えばそういった薬物等を投入されてもそのろ過砂で除去されますので、あとあとの水質の影響は少ないと考えております。

以上です。

議長（川上要一君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（小川一好君） 確かに議員のご心配のように薬物等の投入によりまして危険になる可能性も当然あるわけですが、ただし、先ほど申し上げましたように1つはフェンスに囲まれて直接入れない、それから、フェンスからプールまでの距離が相当ございますので、そのままいわゆる液体状のものをバケツ等で投げる形ではなかなか完全に投入することは難しいだろう。個体物、それからもしくはその液体を容器に入れて投げるということになれば、当然一般的には乗り越えてくるわけですが、毎朝プールの開場前には職員及びアルバイトの監視員でプールの現状を確認いたしますので、もしそういうふうなものがあれば、その時点で確認できているかなというふうに思います。

以上です。

議長（川上要一君） 橋本 操君。

〔11番 橋本 操君登壇〕

11番（橋本 操君） 今、生涯学習課長より答弁があったわけなんですが、液体みたいなものを投げ入れられて、例えばプールに水が張ってあれば、普通見た目ではちょっとわからないですね。それも何かのあれによって検査をしているんですか。

議長（川上要一君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（小川一好君） 基本的なプールの監視といいますと、今回のようなものは想定してございませんので、先ほど申し上げましたように、遊泳用プールの衛生基準というこ

とで、7項目の検査を実施の初めにしているわけでございます。これに関しましては、塩素、あるいはpH、それから濁度、濁りですね、それと細菌関係、それからトリハドメタンというような化学物質、こういうものを事前に検査いたしまして、そして、プールとして使えるかどうかというのを開場前にやるわけですが、日常的には、やはり一般的に開場できる部分、水温、それから、今言いましたpH、それと塩素があるかどうか、この項目だけの検査になります。

今、おっしゃったような薬物等、あるいは危険物等ですと、例えば飲料水等の水質検査で最大50項目行う検査項目があるんですが、これに関しましては、水を取ってから結果が出るまで約2週間の結果が必要になってくるわけです。そういうふうな形でございますので、なかなかその日の会場でやるというような形は、非常に難しいかなと思います。

先ほど申しましたように液体そのものだけを距離がある中でやるのには、相当な技術、もしくはポンプではじくとか、そういうふうな形でもない限りでは、液体だけをあそこの中に入れるのは非常に難しいかなと思っておりますし、当然先ほど申し上げましたように、容器が投げ入れれば、当然その形での痕跡というのは残ってくるかと思っておりますので、その辺、十分日常のプール監視の中で注視していきたいなというふうに思っております。

以上です。

議長（川上要一君） 橋本 操君。

〔11番 橋本 操君登壇〕

11番（橋本 操君） 検査がなかなか難しいようです。

例えば青酸カリみたいなものを投げ入れられたときはどうなるのか。

議長（川上要一君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（小川一好君） 個体物でのものになりますと非常に検査は難しいかなと思います。投げた当初で、溶け出す前であれば、当然そのような形での痕跡というのはわかるかと思いますが、時間がたって、一晩過ぎてという話になると確かに難しいかと思えます。

例えば水道水みたいな形ですと、最後に排水のところの場所に、いわゆる魚などを飼ってそういうふうなものを確認するということも可能なんですが、プールの場合、やはり飲み水よりは若干塩素濃度が高くなりますので、そういうような形になりますと、なかなか生き物を飼うという形も非常に難しいかなということで、ちょっと困難な部分かなというふうに考えます。

以上です。

議長（川上要一君） 橋本 操君。

〔 11番 橋本 操君登壇 〕

11番（橋本 操君） なかなかフェンス自体が2メートルくらいのフェンスですから、投げ込むことというのは本当に容易に投げ込むことはできるわけですが、その中で投げ込みを防止し、また正確な検査をするのはまた大変になるということですから、例えば今回更衣室に入られたところのプールの場合はグラウンドの上に国旗等を掲揚する高台がありますよね、あそこらからやっぱり夜間監視灯というんですか、そのような照明をつけたほうがいいのか、なというふうには思うんですが、どのように考えているか、お伺いします。

議長（川上要一君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（小川一好君） 防犯の1つとして照明をつけて明るくしておくというのも1つの方法だと思われま。

ただし、当然夏季、夏場でございますので、虫などが寄ってくる可能性が非常に高くございますので、そうすると、逆にプールの衛生面上での問題もあるかと思えます。十分どういう形が効果があるか、検討させていただきたいというふうに思います。

議長（川上要一君） 橋本 操君。

〔 11番 橋本 操君登壇 〕

11番（橋本 操君） 私もプール周辺だと夏場ですから、あと東面は田んぼが多いですから、虫が寄ってくることは重々わかっております。また、季節柄ナイター照明も毎日のように使っている時期だと思うんですね、暖かい時期ですから。ですからプールのほうの近くに照明を取りつければもちろん虫が入る。ですから、私が今言ったように国旗を掲揚しているような、高台のほうにと今言ったわけなんです、そういうほうも含めてよく検討していただきまして、安全にプール等が、これは今回更衣室に侵入されたところだけではありませんから、那珂川町のプールは、昨年度は何カ所かプールを解体したところもございしますが、そういうところも含めてよく検討して、安全に使用できるようにお願いしたいと思います。

（3）の町有施設全体の管理体制の見直しと防犯カメラの設置を考えるべきと思うがということですが、一部は導入しているということですが、これは一部導入しているということは、本当に中に大切なものがあるというその優先順位からやっているのかと推測するんですが、那珂川町全体とするといろいろな施設がありまして、全部つくるとなると大きな費用がかかる、これは私もわかっておりますが、そういう優先順位を考えて、これからふやしていく、またはほとんど一般的な、普通のガラスがほとんどだと思うんですね。ですから、信用

しようと思えば、ちょこっとガラスを割れば入れる、進入できるようなところばかりだと思っ  
うんですね。ですから、費用はかかるとは思いますが、網入りのガラスがありますよね、網  
入りのガラスを検討して、先ほど言いましたように優先順位みたいな感じで、一辺にとい  
うことではなくて徐々にふやしていくような考えはあるかないか、お伺いします。

議長（川上要一君） 総務課長。

総務課長（益子 実君） 一部防犯カメラも設置しておりますが、ご指摘のように経費の問  
題もあります。ただ、そうは言っても安全・安心のためにどこが必要か、また、公共施設  
中には警備会社に委託をしているものもございます。それぞれの施設でどういう管理が必要  
か改めて検討したいと思っております。

議長（川上要一君） 橋本 操君。

〔 11 番 橋本 操君登壇 〕

11 番（橋本 操君） 町の財産を守るためでもございますし、町民の安全・安心の不安を  
取り除くためにも、ぜひ進めていただきたいと思います。

次に進みます。

甲状腺の被曝検査の件なんです、教育長の答弁ですと変化がないので今のところ予定は  
ないということですが、福島県は第一原発に近いものですから、原発の中心地ですから、今  
でも原発からは放射性物質、ヨウ素、セシウム、ストロンチウム、プルトニウム等が空気中  
にまき散らされているというようなことであります。

第一原発は事故当時、国やマスコミでは直ちに健康に影響を及ぼす量ではないと繰り返して  
いたが、被曝のリスクは低線量になったままで存続し続け、最小限の被曝であっても人体  
に対して危険を及ぼす可能性がある」と指摘している専門家が多いと思います。

ヨウ素131は体内に取り込まれると甲状腺に蓄積され、そこで放射能を出して甲状腺がん  
を引き起こすことに、幼児や子供に与える被害は極めて深刻であるとのこと。低線であ  
っても蓄積されればがんや遺伝子障害の原因となるようです。福島事故発生の5カ月後、国  
は福島県内のゼロ歳から15歳までの子供を対象にして甲状腺被曝の検査結果を発表しました。  
それによると、約45%の子供たちから放射性ヨウ素による被曝が確認されたということです。  
4年後5年後、どのような結果になるのか、私は心配でなりません。

先ほど教育長の答弁だと変化がないから安全だという認識だと思っ  
うんですが、これは町でも人間ドックなどを進めていますよね。私も正直言って20年くらい前に職員の皆さんに、  
「人間ドックへ行ってきましたよ」と。「いやおれは別にどこも悪いところないからい

いよ」と、でも、「橋本さんそれは早期発見ということですから、そういうことも考えてぜひ受けてきてくれ」と。そういうことを町は進めてきたわけですね。

そういう中で、全国的に少子高齢化という時代です。本当に子供が少ない、そのために小・中学校を統合しなくてはならない、でもだれも自分の近くにある小・中学校をもろ手を挙げて大賛成という方はほとんどいないと思うんです。そういう中で、子供たちが本当に将来この放射能により何らかの形でこの放射能関係の病気が出た場合、子供たちが本当にかわいそうでならないと思います。

私がきょうここで一般質問したときのことを、何年か後に起きなければ別にそれはいいです。ただ健康管理の面から、せめて子供たち、ゼロ歳から15歳までの子供たちだけでも検査をするべきだと私は思います。

私はもう60云々なんですから、私らはそのようなことは考えておりませんが、どうか私たちの孫ですよ大体、そういう子供には何の罪も何もわかりません、それは大人が何とかしてやらなければならない問題だと思います。

それを含めて、教育長、答弁をお願いします。

議長（川上要一君） 教育長。

教育長（小川成一君） 今橋本議員さんのあれは十分わかります。親にすればこれは我が子のことですので理解はできるんですけども、今甲状腺のエコー検査は栃木県では那須町だけがやっているんですね。ポディーカウンターのほうはまだ栃木県には入っておりませんが、エコー検査を那須町でやっていますけれども、那須町は原発が起こったあたりは0.9幾つで、1.0ぐらいの最初の放射線量は、どんどん下がって、今は新聞等でも見えていますけれども、栃木県では一番多分きのうぐらいは0.24ぐらいだと思うんですけども、そこでこのご質問の甲状腺のエコー検査をやっていますけれども、今のところ不検出ということで、那珂川町は0.13とか、0.09ですので、低いので大丈夫かなというふうに考えて今のところ考えてはいないです。

以上です。

議長（川上要一君） 橋本 操君。

〔11番 橋本 操君登壇〕

11番（橋本 操君） 私は、那珂川町の議員であります。よそはどうでもいいというつもりではありませんが、私は那珂川町の子供を検査して安全確認をしたい、それが私らに課せられた責務だと思っております。

検査するには確かに費用はかかります。費用はかかっても一番大事なのは人間の健康、人間の命です。ほかのことをやめてもこの子供たちの検査をすべきと思います。町長の考えをお伺いします。

議長（川上要一君） 町長。

町長（大金伊一君） まさに橋本議員が言うとおり、放射能問題は目に見えないので非常に不安があるというふうに思いますが、先ほど教育長が言いましたように那須町はあのよう高い放射能が降り注いだ中で、不安を払拭するというので検査を始めたわけですけれども、当地方においてはずっとレベルも低いので、那須地方の結果を見て、必要があるならばやはりそういう対策も必要かなと、そういう検査も必要になってくるのかなと、そう思っております。

議長（川上要一君） 教育長。

教育長（小川成一君） 検査をするのに、甲状腺のエコー検査は大体1人1回5,000円なんですね。あと尿と母乳ですね、その検査が大体1回2万円かかるということを知っています。以上です。

議長（川上要一君） 橋本 操君。

〔11番 橋本 操君登壇〕

11番（橋本 操君） 教育長より検査に対する費用の金額が出たんですが、確かに費用がかからないとは私は言っていません。費用はかかる、ほかのものをとりやめてもやるべきだと私は言っているわけです。

こういう問題は、日ごろ議会の一般質問にも、またいろいろなあれにも、新聞関係でも毎日のように原発の問題、地震の問題、少子対策の問題が出ていると思うんです。これは、那珂川町がこういうことで、検査を導入してやるということになれば、例えば他の市や町から見れば、またその地域の皆さんから見れば、那珂川町という町は本当に子供を大切にしているんだと、そういう町へ私も住もうかなと、そういう人が1人でも2人でも私はふえるのではないかなと思います。

若者の定住の促進にもつながるのではないかなと私は思うんですが、町長、どうですか。

議長（川上要一君） 町長。

町長（大金伊一君） まさにそのとおりですね、これはもう本当に安全であるならばこれにこしたことはありませんけれども、しかし、私としてはご承知のように基準値内の、今放射能を測定をしている上においては、基準値でございますので、前にも言ったように那須の結

果を見て判断をしないと、そう思います。

なお、私は不安には思いますけれども、私は異常はないと、断言はできませんけれども、そう思っております。そういう意味で、那須の検査結果を注視しているところです。

議長（川上要一君） 橋本 操君。

〔 11番 橋本 操君登壇 〕

11番（橋本 操君） 先日の一般質問の中にも町長は安全宣言はまだ早いという、慎重な考えは私もそれは同じ考えですし、そういう安全宣言は出すのは早いという考えをお持ちなので、今後専門家にもやっぱりいろいろ相談しながら、何とかこれを進めていただるように私は熱望いたします。

では、（2）番目のグラウンド等や建物周辺の放射性物質の検査はどうなっているかということなんですが、先日の質問の中にも教育長からいろいろ、検査は、調査測定はしているということは私も重々わかっているんですが、例えば建物の周辺にはU字溝というか、排水溝があると思うんですね。その排水溝の上のほうだけ測定すれば確かに低いかもしれませんが、そのU字溝だったらU字溝の中、多分そこに土や砂などがたまっている箇所もたくさんあるのではないかと思うんですね。そういうところまで検査をしたのかどうか、お聞きします。

議長（川上要一君） 学校教育課長。

学校教育課長（川和なみ子君） 排水溝の中までしております、数値については基準値以内ということです。

議長（川上要一君） 橋本 操君。

〔 11番 橋本 操君登壇 〕

11番（橋本 操君） 排水溝にしましても、例えば何メートルと長いと思うんですね。あとはさすがにありますよね。さすがやっぱり普通のU字溝というか排水溝のそこがたまりやすいのではないかなと私は思うんですが、そういうところまで測定したのかどうか、お伺いします。

議長（川上要一君） 学校教育課長。

学校教育課長（川和なみ子君） しております。各学校に排水溝が幾つかあるかと思うんですが、そういった箇所につきましても数カ所やっております。

議長（川上要一君） 橋本 操君。

〔 11番 橋本 操君登壇 〕

11番（橋本 操君） あと私が心配しているのは、幼稚園、保育所等は子供たちが遊ぶ砂場なんかがありますよね。そういうところも心配して、もちろんそこは測定したんだと思うんですが、例えばそういう砂場に、遊ばないときは何かでシートみたいなもので覆いかぶせて、さらに安全性を高めるようなことをやっているのかどうか、お伺いします。

議長（川上要一君） 学校教育課長。

学校教育課長（川和なみ子君） 砂場についても幼稚園を測定しておりまして、数値については0.08ということですよ。使わないときはシートはかぶせておりません。現状のままです。

議長（川上要一君） 橋本 操君。

〔11番 橋本 操君登壇〕

11番（橋本 操君） ぜひ私はシートみたいなもので覆いかぶせたほうがいいのではないかなと思うんですが、どうですか。

議長（川上要一君） 学校教育課長。

学校教育課長（川和なみ子君） ブルーシートで覆うということについては、今後検討させていただきたいと思います。

議長（川上要一君） 橋本 操君。

〔11番 橋本 操君登壇〕

11番（橋本 操君） 安全性を高めるためにも、シートでしたらそんなに費用もかからないと思いますので、安全性を高めるためにも、ぜひ、行っていただきたいと思います。

では、（3）番目に入らせていただきます。

通園、通学等での放射性物質が蓄積していると思われる箇所という問題なんですけど、これもいろいろと測定はしていると思うんですが、こういうことが現に起きているところもあるんです。私もホットスポットと言われてもぴんと来なかったんですが、最近そういう言葉が多く見られるんですが、放射線量が高い一帯のことらしいんですね。

これまでは千葉県の松戸市、柏市、さらに東京の葛飾区、奥多摩などですね、関東平野を北東から南西に斜めに横切る一帯が目立ってこの線量が高かったそうです。でも最近柏市などの線量を再計測したら減少傾向にある。放射性が薄くなったということは、雨や風などによって移動したというふうに専門家は解釈しているようです。

そういうことですので、私どものこの町が本当に測定したところが安全だと思っても、確かに蓄積している箇所がないとは言いきれないわけですね。例えば、そういうことで、これは東京都内の放射線量が上がったということですね。ある駅の改札口では5月には毎時

0.08マイクロシーベルト、それが12月には、約2倍の0.17マイクロシーベルトというふう  
に計測したということでございます。国際基準の年間被曝量限界、毎時0.114マイクロシー  
ベルトを超えている。

先月放送されましたNHK報道番組では、驚きの事実が明らかにされました。東京湾の海  
底の土砂から872ベクレルのセシウムが検出され、福島原発から20キロ圏内にある漁場で測  
定された毎時300ベクレルの約3倍という数値が出たそうでございます。

このようなことから、これから那須連山の放射能を含む雪が解け、那珂川や箒川へ流入し、  
汚染されるのではないかと心配するのであります。

ですから、私は現在は数値が低いからと言っても安心できない、また、これから杉の花粉  
等が飛び回ると思うんですが、この杉の花粉にも放射性物質が付着し空気中に舞い、また、  
家屋の雨水が流れてくるとよに集まりまして、それが排水溝に流れてくる。確かに3月、4  
月になりますと、とよの中には真っ黄色になっていると思うんです。ですから、本当に付着  
してくれば、また人体に悪い影響を与えるのではないかと思いますので、大変だと思いま  
すが、今後ともさらに検査をあらゆる専門的な方にもお伺いし、どのようなところに蓄積さ  
れるのか、そういうところを重点的にやっぱり測定すべきではないかと思います。

専門屋さんに相談して、専門屋さんに測定してもらわなくても器械があるわけですから測  
定器があるわけですから、どのようなところがこうなのか、よく調査研究をする考えがある  
か、お伺いします。

議長（川上要一君） 教育長。

教育長（小川成一君） ご指摘のとおりです。これから学校等で、さっき課長のほうから答  
弁しましたとおり、いろいろな箇所を測定しまして、対応を慎重にも慎重を期してやってい  
きたいと思えます。

議長（川上要一君） 橋本 操君。

〔11番 橋本 操君登壇〕

11番（橋本 操君） 今の教育長の言葉を信じまして、また那珂川町民のために、那珂川  
町の子供のために、この気持ちを酌んでいただきまして前向きに進むようなことをやってい  
ただきたいと思えます。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（川上要一君） 11番、橋本 操君の質問が終わりました。

以上で、一般質問を終了といたします。

ここで休憩をいたします。

再開は13時といたします。

休憩 午後 零時02分

再開 午後 1時00分

議長（川上要一君） 再開をいたします。

議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（川上要一君） 日程第2、議案第1号 那珂川町東日本大震災復興推進基金条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第1号 那珂川町東日本大震災復興推進基金条例の制定について提案理由を申し上げます。

本条例は、東日本大震災からの復興に向けて、住民生活の安定やコミュニティーの再生、地域経済の復興、雇用維持等について単年度予算の枠に縛られず、弾力的かつきめ細かに対応できる資金として、復興基金を設置するものであります。

国では、従来の運用型基金は、現在のような低金利では有効でないことから、取り崩し型基金により対処することとして、被災した9県に対し、国からの特別交付税を措置したところであります。

栃木県においては、12月に40億円が交付され、基金に積み立てられたところでありまして、そのうち半分の20億円を県内の全市町へ配分されることとなっております。

基金の具体的な用途や運用については各市町の判断に委ねられていますので、基金の趣旨に則し、東日本からの復興に係る財政需要に活用することとなりますが、活用期間については、平成27年度までの5年間を想定しています。

詳細については、担当課長に説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（川上要一君） 企画財政課長。

企画財政課長（藤田悦男君） 補足説明を申し上げます。

第1条の設置であります、東日本大震災からの復興を図るための事業の財源に充てるため、那珂川町東日本大震災復興推進基金を設置するとしております。

第2条の積み立てであります、基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めるとしております。

第3条の管理であります、基金に属する現金は確実にかつ有利な方法で保管すること、また、必要に応じて有価証券にかえることができるとしてあります。

第4条の運用基金の処理であります、基金の運用から生ずる収益は一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するとしております。

第5条の繰りかえ運用であります、町長は財政上必要があると認めるときは、確実な繰り戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰りかえて運用することができるとしております。

第6条の処分であります、基金は第1条に規定する事業の財源に充てる場合に限り処分することができるとしております。

第7条の委任であります、この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は町長が別に定めるとしたものであります。

附則は本条例の施行日を定めたものです。

以上で補足説明を終わりです。

議長（川上要一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

2番、益子輝夫君。

2番（益子輝夫君） より具体的な町としてどういうふうにするのか、より具体的な説明をお願いしたいと思います。

議長（川上要一君） 企画財政課長。

企画財政課長（藤田悦男君） この前の全員協議会でもちょっとお話をいたしました、想定されるものとしたしましては、来年の予算にも出てきます地域防災計画の策定経費、それ

から防災ハンドブック関係の作成経費とか、あとは食料品等の備蓄品、それから防災資機材等の購入関係なんかにも使えるということでございます。主にソフト事業が中心になるわけなんです、ハード面もクリアすればハード面にも使えるということにはなっております。

議長（川上要一君） 2番、益子輝夫君。

2番（益子輝夫君） 今の説明で十分ではないんですけども、今当町が備蓄している物あとそれに当たってこの前の震災を受けて、照明の関係、発電の関係とかいろいろあると思うんですが、あとは緊急時の食料の備蓄とか水とか、そういうこともあると思いますが、現在そういうことをやられていると思うんですが、その量と、それが十分なのかどうかを伺いたいというふうに思います。

議長（川上要一君） 総務課長。

総務課長（益子実君） 直接本議案にはありませんが、現在備蓄しているものは水、食料品、それから毛布等を備蓄しております。数量については現在持ち合わせがございません。

議長（川上要一君） 2番、益子輝夫君。

2番（益子輝夫君） より具体的なあれを知りたいんですが、それではこれから具体的に、やはり震災のときに非常に電源なんか困ったわけですね。そういう場所が役場だけでも何力所かあると思います。そういうやはり発電機とか、あとは緊急時のあれに具体的に備える方向にも使えるんじゃないかと思いますので、衣料品とかそういうのもあると思います。その辺はやはり大いにこういう基金を使って充実していくということをやってもらいたいというふうに思います。

議長（川上要一君） 9番、福島泰夫君。

9番（福島泰夫君） 大変よろしいことだと思うんですが、この基金は国から県に40億円来て、そのうちの半分を各市町に配分する。当町への配分はどの程度か、そのうち基金にどの程度入れるのか、あるいはそれに積み増しして入れるのか、その辺お伺いしたいと思います。

議長（川上要一君） 企画財政課長。

企画財政課長（藤田悦男君） 交付される金額でございますが、この後の補正予算のほうでも出てくるわけなんです、那珂川町には8,669万円交付されます。そのものをそっくり積み立てるということで積み増しはございません。

以上です。

議長（川上要一君） そのほかございませんか。

5番、益子明美さん。

5番（益子明美君） 今年度は8,669万円の交付ということですが、27年度までの活用を考えていますよね。この先交付は県のほうからされるのか、予定があるのかどうか1点伺います。

それから、主にソフト事業の先ほど言われた地域防災計画の策定とか、防災ハンドブックなどに活用されるということなんですが、その分はこの8,669万円のうちの幾らを考えているのか。今後想定される事業の例がこの間の全員協議会の中で示されておりますけれども、例えば住民のほうから、その趣旨に沿った提案がなされた場合、それにもこたえていけるような形にしていくのか、そういった町民への呼びかけみたいなことも考えていかれるかどうかお伺いいたします。

議長（川上要一君） 企画財政課長。

企画財政課長（藤田悦男君） 活用は先ほど申し上げましたように27年度までということなんですが、先ほど申し上げましたように8,669万円ということでございますので、限りある財源になってしまいます。ですので、27年度までいかないで終了してしまうということもあると思いますが、有効に活用したいということで、先ほどの中には申し上げませんでした。自主防災組織等の訓練とか設置等にも活用できるということになりますので、そういうものから上がってきたものを町として活用できるというふうになれば、そのようなものを活用して、その地域の備品なりの購入ができるんじゃないかと考えております。

以上です。

今後の交付予定はございません。今回限りということでございます。

議長（川上要一君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

1番、佐藤信親君。

1番（佐藤信親君） 先ほど益子議員が言われた発電機関係でございます。

昨年の震災のときに、いろいろ今老人介護施設等が町内にも数カ所あると思うんですけども、その対応で、その発電機を借りるにも借りられなかったというような事態がありました。それで、たまたまある公民館でその発電機を購入していて、その発電機を借りて対応したというようなこともありますので、今回避難所になっていた福祉センターのところにも発電機を用意して光を当てていたということもありますので、こういう基金を活用して、先ほど言われました自主防災組織等との連携も深めながら、その発電機の数のある程度補充しておくのも一つの手かなと思いますので、その点について、そういうことにも使えるかどうか

お伺いしたいと思います。

議長（川上要一君） 企画財政課長。

企画財政課長（藤田悦男君） 当然発電機等につきましては活用ができるということになります。ですので、大きいものを買うとか、小さい500ワット程度のものを買うとかというのは、これはこれからの検討課題になってくるかと思いますが、活用はできます。

以上です。

議長（川上要一君） 佐藤信親君。

1番（佐藤信親君） 当然町の消防団のほうにも発電機はあるかと思うんですけども、そういうところとリンクできるようにして、うまく何か災害時には対応できるような方策を検討していただければと思いますので、よろしくお願いします。

議長（川上要一君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第1号 那珂川町東日本大震災復興推進基金条例の制定については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（川上要一君） 日程第3、議案第2号 那珂川町課設置条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第2号 那珂川町課設置条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、地方自治法第158条第1項の規定に基づいて設置している課、局、室の事務分掌について、平成24年4月からケーブルテレビ放送センターの業務を指定管理者に移行させることに伴い、企画財政課の事務分掌に「地域情報化施策、その他情報管理に関すること」を盛り込むものであります。

改正内容の詳細については、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（川上要一君） 総務課長。

総務課長（益子 実君） 補足説明を申し上げます。

ケーブルテレビ放送センターの業務が加入者管理や課金事務等、一部を除いて平成24年4月1日から指定管理者に移行することに伴い、組織上は企画財政課の課内室の位置づけであった同センターを企画財政課ケーブルテレビ係の所管施設として再編することとしております。

事務分掌上、ケーブルテレビ業務は条例第2条の企画財政課の項第5号の広報公聴に関することに含まれるものとしておりましたが、今回、ケーブルテレビ放送センターが指定管理者に移行されることに伴い、ケーブルテレビに関する業務や電子情報等の施策管理について明記することとし、第7号に地域情報化施策、その他情報管理に関することを追加するものであります。

なお、企画財政課にケーブルテレビ係を新設いたしますが、ケーブルテレビ係の事務分掌は施設の管理サポート業務や加入者管理、利用料金、課金事務等を所管するものとしております。

附則は施行日を定めたものであります。

以上で補足説明を終わります。

議長（川上要一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第2号 那珂川町課設置条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

#### 議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（川上要一君） 日程第4、議案第3号 那珂川町ケーブルテレビ施設条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第3号 那珂川町ケーブルテレビ施設条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、昨年放送法等の一部を改正する法律が施行されましたことに伴い、那珂川町ケーブルテレビ施設を設置根拠とする法律名などの改正を行うものであります。

また、これとともにCS有料放送テレビサービスにつきまして、番組供給会社からのCS配信中止などにより、2つの有料チャンネルを廃止するもので、附則は本改正条例の施行日を平成24年4月1日とするものであります。

内容の詳細については担当室長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（川上要一君） ケーブルテレビ放送センター室長。

ケーブルテレビ放送センター室長（増子定徳君） 補足説明を申し上げます。

参考資料がございます。新旧対照表をごらんください。

まず、第1条の改正は、放送関連4法律の統合等によりまして、有線テレビジョン放送法及び有線放送、電話に関する法律が廃止され、放送法に統一されましたことから、ケーブルテレビ施設の設置根拠とする法律名を改めるものです。

第2条第15号、第4条第5号及び裏のページになりますが、第25条第4項の改正は、この放送法の規定に基づき、それぞれ「再送信」という文言を「再放送」に改めるものです。

別表第3は、オプションサービスであるCS有料放送サービスのメニューとなっておりますが、今回の改正は、有料チャンネル1の項及び有料チャンネル6の項を削除し、CS有料放送サービスを有料パックチャンネルほか5つのチャンネルに整理するものです。これは有料チャンネル1のスターチャンネルのCS配信中止及び有料チャンネル6、フジテレビの配信形式の変更によりまして、ケーブルテレビでの配信ができないことから、このメニューから削除するものであります。

以上で補足説明を終わります。

議長（川上要一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

2番、益子輝夫君。

2番（益子輝夫君） チャンネル名がありまして、チャンネル法ですね、4チャンが月契約が1,260円が1,370円から逆に減っているんですけども、あと5チャンネルでしたっけ、1,260円、そのままですが、その料金の差はどういうわけなのか教えていただきたいというふうに思います。

〔発言する人あり〕

2番（益子輝夫君） すみません、私の勘違いでした。

議長（川上要一君） 質疑はございませんか。

5番、益子明美さん。

5番（益子明美君） チャンネルの有料チャンネルを廃止する部分で、有料チャンネル6のフジテレビは配信形式の変更で再送信ができないという、配信ができないという理由だったんですが、有料チャンネル1の中止の理由は契約数が少ないということでしたか。ちょっと聞き漏らしたので、もう一度その理由を教えてください。

議長（川上要一君） ケーブルテレビ放送センター室長。

ケーブルテレビ放送センター室長（増子定徳君） 有料チャンネル1のスターチャンネルで

ありますけれども、こちらのほうは今までC Sでも配信がされていたわけですが、4月から配信がB S、いわゆる放送衛星のほうに切りかわることになります。したがって、これを受信して、ケーブルテレビ用に変換する装置で、B Sのほうの装置がその分がありませんので、これを新たに装置を整備するということになると、1台あたり150万円から200万円、それが3波分必要になるというふうなことで、費用対効果という面で廃止せざるを得ないというような結果になったわけであります。

以上です。

議長（川上要一君） 5番、益子明美さん。

5番（益子明美君） 理由はわかりましたが、それでは旧のスターチャンネルとフジテレビのほうの契約をされていた件数は何件あって、その廃止、中止において契約者にどのような説明がされるのか教えていただきたいと思えます。

議長（川上要一君） ケーブルテレビ放送センター室長。

ケーブルテレビ放送センター室長（増子定徳君） 現在、スターチャンネルのほうの契約をいただいているのは2件でございます。チャンネル6のほうはございません。ゼロでございます。したがって、2件の方には内々そういった事情を説明はしておりますけれども、これが正式になった時点で文書等により再度ご了解を得るような形をとりたいと考えております。

以上です。

議長（川上要一君） 5番、益子明美さん。

5番（益子明美君） その件は了解しました。ただ、件数が余り少ないので、ちょっと条例設置の質疑と変わってしまうかもしれないんですが、配信を継続する各チャンネルの現在の契約件数を教えていただきたいと思えます。

議長（川上要一君） ケーブルテレビ放送センター室長。

ケーブルテレビ放送センター室長（増子定徳君） まず、パックチャンネルのほうのですけども、こちらのほうが現在209件でございます。それから次の衛星劇場がありますけれども、こちらのほうが6件、東映チャンネルが5件、Jスポーツプラス、これが5件、グリーンチャンネル3件、スピードチャンネル4件という状況でございます。

議長（川上要一君） よろしいですか。

〔発言する人なし〕

議長（川上要一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（川上要一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第3号 那珂川町ケーブルテレビ施設条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（川上要一君） 日程第5、議案第4号 那珂川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第4号 那珂川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、那珂川町消防団の再編やなす風土記の丘資料館の栃木県への返還、スポーツ振興法など、法令整備に伴うもの、また、その他の非常勤特別職との均衡性を保つための見直しによるものなど、非常勤特別職の報酬についてその一部を改正するものであります。

改正内容の詳細については、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（川上要一君） 総務課長。

総務課長（益子 実君） 補足説明を申し上げます。

特別職の職員で非常勤の者、通例非常勤特別職と呼んでおりますが、この非常勤特別職の

報酬について、別表の区分あるいは報酬の額、旅費の額の一部を改正するものであります。

参考資料によりご説明いたしますので、ごらんをいただきたいと思います。

まず、まちづくり審議会委員は、振興計画の策定時など、その他必要に応じて参集いただいておりますが、年額を日額に改め、報酬額を他の非常勤特別職と同様、日額5,000円とするものであります。

文化財保護審議会委員は、他の非常勤特別職との均衡を保つため、年額を日額に改め、報酬額を他の非常勤特別職と同様、日額5,000円とするものであります。

消防団については、本定例会に議案第9号として、那珂川町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正を上程しておりますが、組織再編にあわせ改正するものであります。消防団員の年額報酬については、かねてより消防庁長官から消防団の充実強化のため、年額報酬の引き上げが求められており、団長、副団長、分団長、副分団長、班長、そして団員の年報酬額を見直した上で、ごらんのとおり改正するものであります。なお、本部部長については、役職が廃止されることから、削除となるものであります。

地域福祉推進員は厚生労働大臣が委嘱した民生委員、児童委員及び主任児童委員に町の地域福祉推進員をあわせて委嘱し、住民の福祉向上に尽力いただいておりますが、平成12年の民生委員法改正により、委員役職区分において、協議会の代表者の名称が総務から会長に改正されていることに伴い、文言の整理を行うものであります。また、報酬額については改正はありませんが、日当の支給について他の非常勤特別職との均衡を図るため、これを支給しないとするものであります。

産業医は労働者の健康管理等について助言指導する医師として、労働安全衛生法第13条において設置が義務づけられており、当町においても1名をお願いしているものであります。産業医としての年額報酬12万円のほか、個別事案の相談、指導の際、別途報酬費を支給していることから、これを統一して日額制とし、日額3万5,000円とするものであります。

体育指導員は、スポーツ振興法に基づき教育委員会が委嘱しておりますが、平成23年の同法の改正により、スポーツ基本法となり、体育指導員からスポーツ推進委員に名称が改められたことに伴い、名称を改正するものであります。なお、報酬額等については改正はありません。

美術館嘱託学芸員は、馬頭広重美術館の嘱託学芸員の報酬等について規定しているものであります。この条例においては馬頭広重美術館に限らず教育委員会が所管する嘱託学芸員として位置づけるものとして区分を嘱託学芸員に改めるものであります。なお、報酬額等に

については改正はありません。

風土記の丘資料館長及び風土記の丘資料館嘱託学芸員については、本年度をもって栃木県とのなす風土記の丘資料館指定管理契約が終了し、栃木県に返還することに伴い、削除とするものであります。

その他の特別職の職員は、この条例別表に規定されている非常勤特別職以外で、時限的あるいは一時的に委嘱等をした特別職の職員で、非常勤の者に支給するとして追加したものであります。報酬の額は日額制として、その他特別職の職員との均衡を踏まえ、日額5,000円とし、日当については日額制の特別職の職員と同様に支給しないこととしました。

その他、図書館協議会委員、保育所嘱託員については、表内の整合性を図るため、文言の整理を行うものであります。

附則は施行日を定めたものであります。

以上で補足説明を終わります。

議長（川上要一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

2番、益子輝夫君。

2番（益子輝夫君） 消防のほうなんです、それぞれ上からいきますと、ずっと上がっているんですが、一つだけ同じなんです、部長が年額、部長のあれが6万円とあるんですが、部長だけが変わらないのはどういうわけなんですか。

議長（川上要一君） 総務課長。

総務課長（益子実君） ただいまのご質問であります、県内の消防団員の状況、これらを見ますと、ほぼ那珂川町の金額が県の平均をいっている。その他については低かったものですから、県のほぼ平均額に合わせたものであります。

以上です。

議長（川上要一君） ほかにございませんか。

1番、佐藤信親君。

1番（佐藤信親君） 一応この中で文化財保護審議委員さんが年額から日額に変わるわけなんですけれども、現在その文化財保護審議委員会が年何回ぐらい開かれているのか、教えていただければと思います。

議長（川上要一君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（小川一好君） 本年度につきましては、年1回であります。

議長（川上要一君） 1番、佐藤信親君。

1番（佐藤信親君） これ町でこれだけ多くの文化財を抱えているにもかかわらず、年1回というのはちょっと寂しい感じではないかなというふうに思うんですけども、年1回の会議の内容というのはどのようなことなのか、教えていただければと思います。

議長（川上要一君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（小川一好君） 年間の前年度の事業の実績、それから今年度の文化財における事業の計画及びそれらの予算等の説明、それから、その年内にあります文化財関係の審議等がありますれば、それについての審議ということでございます。現在のところ、文化財保護審議会での審議内容という形に関しましては、そのようなことでございます。

以上です。

議長（川上要一君） いいですか。

〔発言する人なし〕

議長（川上要一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（川上要一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第4号 那珂川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（川上要一君） 日程第6、議案第5号 那珂川町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第5号 那珂川町職員の給与に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、職員の時間外勤務手当に係る勤務1時間当たりの給与額の算出方法について、国・県に準じ、所要の改正を行うものであります。

改正内容の詳細については担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（川上要一君） 総務課長。

総務課長（益子 実君） 補足説明を申し上げます。

職員の時間外勤務手当に係る勤務1時間当たりの給与額の算出については、給料の月額に基づき算出しておりましたが、今回の第16条の改正により、給料の月額に特殊勤務手当の額を加えた合計額をもって算出するものであります。この16条の改正に伴い、第12条から第16条まで所要の改正をし、附則第2項及び第3項において、関係条例の所要の改正を行うものであります。

なお、特殊勤務手当は那珂川町職員の特殊勤務手当に関する条例により、対象業務が規定されておりますが、すべての業務が1回当たりの手当となっており、当町においては、この改正により該当はありません。

附則は施行日を定めたものであります。

以上で補足説明を終わります。

議長（川上要一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

1番、佐藤信親君。

1番（佐藤信親君） 今のご説明で意味はわかるんですけども、実質的に職員が時間外勤務をして、それを全額もらっているのかいないのかということもあると思うんですけども、もしもらっていないならば、時間が10時間したとしますよね、それが20時間したと、その時間外に対してすべてが支給されているか、それとも打ち切りになっているのか、その点をお伺いしたいと思うんですが、そうしなければ、これだけ条例改正しても、ただ数字だけのこ

とであって、実質的に職員には返ってこないのではないかなというふうを感じるんですが、その点についてお伺いいたします。

議長（川上要一君） 総務課長。

総務課長（益子 実君） 今回の改正が特殊勤務手当の改正に伴うものということで、直接は関係ございませんが、基本的に時間外手当につきましては、請求があったものについて支給をしております。

議長（川上要一君） ほかにありませんね。

〔発言する人なし〕

議長（川上要一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（川上要一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第5号 那珂川町職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（川上要一君） 日程第7、議案第6号 那珂川町税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第6号 那珂川町税条例等の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今般の経済状況を考慮し、株式等の譲渡に関する特例と、東日本大震災による被害に関して、地方税法等の一部を改正する法律が施行されました。これに伴い、那珂川町税条例の一部を改正する必要が生じたので、提案するものであります。

内容の詳細については、担当課長に説明させますので、ご審議により、議決賜りますようお願い申し上げます、提案の理由といたします。

議長（川上要一君） 税務課長。

税務課長（川俣勇也君） 補足説明を申し上げます。

お手元には議案のほか新旧対照表、主な改正内容等があります。

今回の改正の中には単に引用法令の改正による法令名称、条項番号等の変更等がありますが、お手元の4枚あると思うんですけども、一番最後の主な改正内容をもとに説明を申し上げます。

1つは、金融所得課税の一体化の取り組みの中で、非課税措置として平成25年から実施される予定であった口座開設者が20歳以上で、投資額が300万円の非課税口座内の少額上場株式に係る配当所得及び譲渡所得の非課税措置が2年延長になり、施行日は平成27年1月1日になりました。

2つ目は、雑損控除の特例といたしまして、東日本大震災により、住宅や家財等について生じた損失について、その損失額を平成22年度分の総所得金額から雑損控除として控除できることとされました。このことはさきの議会等で説明を申し上げましたが、今回の改正では、通常確定申告の改定期間というのは1月から12月と決まっていますが、今回の東日本大震災においては、災害関連支出がある場合には、確定申告の申告提出の前日まで支出したものは今回の確定申告で控除ができることになりました。

以上で説明を終わります。

議長（川上要一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（川上要一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第6号 那珂川町税条例の一部改正については原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（川上要一君） 日程第8、議案第7号 那珂川町公民館条例等の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第7号 那珂川町公民館条例等の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の一部改正は、町公民館条例、町図書館条例及び町立美術館条例の3条例の一部を一括して改正するものでありまして、平成23年8月に公布されました地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に関する法律により、社会教育法、図書館法及び博物館法が改正され、公民館運営審議会、図書館協議会及び美術館協議会の各委員の委嘱、任命に関する基準がそれぞれ法律から削除され、各自治体の条例で規定することとされたことに伴うものであります。

改正の内容は、文部科学省令で定められた基準により、委員の委嘱、任命に関する条例をそれぞれの条例に追加するものでございます。

附則は、この条例の施行期日を平成24年4月1日とするものです。

ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（川上要一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（川上要一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第7号 那珂川町公民館条例等の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

#### 議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（川上要一君） 日程第9、議案第8号 那珂川町介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第8号 那珂川町介護保険条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、平成24年度から平成26年度までの3カ年間の第5期介護保険事業計画に基づき、介護保険料の改正をするものであります。

なお、内容の詳細については担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（川上要一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（郡司正幸君） 補足説明をいたします。

参考資料は条例の新旧対照表と参考資料 2 の段階別保険料新旧比較表がございますが、参考資料 2 により説明いたします。

今回の介護保険条例の一部改正につきましては、介護保険法により 3 年を 1 期として策定される介護保険事業計画に基づき保険料額を改正するもので、今回は第 5 期目で平成 24 年度から 26 年度までの期間となります。

保険料額は、必要となる介護給付等の見込み額等から、第 1 号被保険者の負担率を乗じて定められるもので、今期は基準保険料月額が 4,050 円で、年額保険料は 4 万 8,600 円となります。

また、保険料を負担能力に応じて賦課する観点から、第 8 段階を設け、所得段階を多く設定し、今期は 9 段階の設定といたしました。これにより基準保険料を他市町と比較しますと、平成 23 年度までの第 4 期の保険料は最も低額でありましたが、今回も同様であろうと推測されます。

附則は、施行期日及び軽減の特例を規定するもので、第 4 段階にあつては特に本人所得額が 80 万円以下の方については、引き続き調整率を 1.0 から 0.9 とし、新たに 3 段階に公的年金等収入と合計所得金額の合算額が 120 万円以下の方については、調整率を 0.75 から 0.7 とし、実質 11 段階とするものです。

以上で補足説明を終わります。

議長（川上要一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

2 番、益子輝夫君。

2 番（益子輝夫君） ただいまの説明ではちょっと納得いかない点がありますので、どの段階に関してもかなりの金額が上がっていると思うんですが、この根拠を教えてくださいというふうに思います。

それと、年間当たりの対象となる保険者の収入がどのくらいなのかを教えてくださいというふうに思います。

議長（川上要一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（郡司正幸君） 保険料の積算でございますが、24 年度から 26 年度までの 3 力年間どの程度の給付が見込まれるか合計を出します。さらに第 1 号被保険者の数がどういふふうに推移するか、これから団塊の世代が保険者の対象になってくるということもござい

ますが、そういった保険者の推移、総額3カ年間分を見込みます。

それで、さらに財政安定化基金、町で持っているもの、これを軽減のためにどの程度今回繰り入れていくか、さきの計画で出しましたように、この3カ年間で4,864万円ほど取り崩しを考えております。それに栃木県の財政安定化基金、これを一部お借りすると、この金額は976万円ほど見込んでおります。

そういったなるべく軽減するような措置を講じまして、実質的に第1号被保険者の方にご負担いただくのは、こうした給付費のうちの21%、今までは20%でしたが、今回改正によりまして21%の見込みになります。21%の負担分を保険者数で割りまして、簡単に言いますといろいろ調整率等がございますが、これをこういう計算をいたしまして、一番多い階層といいますが、第4段階の方々の基準額といいますが、4,050円という金額になってございます。

さらに、第4段階の方々につきましては、所得が大体125万円以下の方で軽減になります。公的年金の収入プラス合計所得額が80万円以下の方の範囲でございまして、人数にいたしますと2,974人、これは3年間の平均といいますが3年間の延べの人数になります。こういう形で積算をしたものでございます。

議長（川上要一君） 2番、益子輝夫君。

2番（益子輝夫君） 大体のことはわかったんですが、それにしても1万円くらい上がるわけですよ。年金者で月5万円くらいしかもらわない人が1万円も負担がふえるということになったら本当に大変だと思うんですよ。その辺をどういうふうに考えているのか伺いたいというふうに思います。

議長（川上要一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（郡司正幸君） 特に年金等の収入の方々につきましては、第2段階及び第3段階の方々となります。年額で1万円程度という言い方をすると大変失礼なんです、負担増となります。

ただ、いろいろな要望を受けまして施設の整備をしてきているわけですが、そうした施設がことしの4月からオープンする、あるいは来年の4月にオープンするというような状況でございます。そういった施設の負担増加につきまして、小規模多機能型の施設24人の施設でございますが、これは今、谷川小学校跡につくっておりますが、これらに対する負担増につきましては、24年度につきましては4,000万円程度と見込まれます。

それから、グループホームにつきましても3,300万円ほど、これが解消することによって

必要になってまいります。

それから、25年度増床が予定されます、オープンが予定されますかたくりの郷が増床することによりまして、4,500万円ほどの負担が増加になります。

さらに、今これから整備を予定しています地域密着型の特養老人ホーム、これが26年度に開所される形になりますと、8,800万円ほど負担がかかる。その施設のみにすべての方が入るという前提でございますが、施設をつくれればそれだけ負担がふえてしまう、負担がふえてしまうという言い方は語弊があるかと思いますが、それだけ入れないで困っている方々がそういう形で救われることによって負担が伴うということでございますので、ひとつご理解をいただきたいと思います。

議長（川上要一君） 2番、益子輝夫君。

2番（益子輝夫君） 説明はわかるんですけども、本当に前も何回か関連質問で質問しているんですが、この方たちというのは、本当戦後大変な中、生き抜いて今の社会をつくってきた人たちだと思うんですよ。それに対して、毎年毎年こういうふうには1万円から上がっていくという、本当にわずかな年金で暮らしているんですよ。それを1万円もさらにふえる、また施設に入るためにも金がかかるわけですよ。どうやって生活していくのかなと私は本当に考えてしまうんですよ。何のために生きてきたのか、何十年も苦勞して、そういうことを行政がやっぱり考えないと、きのうの一般質問じゃないですけども、自治法は福祉の向上ということをやっていますよ。しかし、それとは逆な方向へ行っているんじゃないかという気がします。

もっとやっぱり行政が住民にとっては最後のとりでなんです、国や県が冷たいことをやって、それを何とか末端の市町村がカバーして住民生活を向上させる、また福祉を向上させるというのが自治法の基本姿勢だと思うんですよ。そういうことが全く生かされていないというふうに私は思います。

いろいろ財政的に大変なのはわかりますけれども、やっぱり弱者をいじめるようなことはもっと考えて行っていただきたいというふうに思います。

議長（川上要一君） ほかに質疑はありませんか。

5番、益子明美さん。

5番（益子明美君） 先日の全員協議会で第5期事業計画が示されたわけですよ。この3年間、24年から27年までの第5期計画では、要するに介護給付を受ける人口が約150人ふえる、それによって給付費も当然ふえてくるから介護保険の保険料を上げなくてはならないと

ということだと思います。サービスがふえればそれだけ負担がふえるというのは当然のことだとは思っています。

ただし、町介護保険準備基金の取り崩しですよ、これはすべて今回で取り崩されてしまうわけですよ、基金が残らない。それプラス県の財政安定化基金の取り崩しもしているわけですよ。果たしてこの金額でこの3年間一般会計からの繰り入れを行わなくてもやっていけるのかという、そういう見込みになっているのかというのを1点お伺いしたいと思います。

今後、第6期、4年後ですよ、第6期計画を立てるわけですが、さらに高齢化が進むのでサービスも向上していくとさらに負担がふえていくということは目に見えているわけですよ。その準備に対して町はどういうふうに考えているのか、今回の値上げは平均的な基準にして月1,025円を値上げですけども、さらに4年後はそういった金額がもっとふえていくということも考えられます。それに対してなるべくサービスは受け、負担は減らせというのは厳しいことだとは思いますが、その辺をどのように考えて、今回の計画を考えられているのかお伺いします。

議長（川上要一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（郡司正幸君） 基本的に介護保険の仕組みはもうご存じでしょうが、念のために申し上げますと、給付費の5割につきましては国が25%、大まかな本当の基本的な、個別にいうとちょっと微妙なずれがあるんですが25%、それと県と町が12.5%ずつで給付費の50%を負担する形になります。

それで、21%につきましては第1号被保険者、65歳以上の方にご負担をいただく。さらに40歳以上からご負担をいただいているその下の年代の方々から29%のご負担をいただいているという形でございます。

基本的に今回の算定に当たりましては、給付費等の見込みにつきましては過大にならないようにというような県・国の指導がございますので、そういった精査もしながら見込んだつもりでございます。

特に先ほど益子議員から指摘がありましたように、これから高齢者がふえていく、ある一定の割合で介護保険の認定者がふえていくという形になりますと、当然全体的には給付費もふえていくというような状況になるかと思えます。特に今これからの課題といたしまして、従来から特に私どものほうでも地域包括支援センターを中心に、地域密着の要するに認知症対策の家族の介護の仕方とか、それからその他いろいろ転ばん教室とか、お年寄りを対象に

したいつまでも元気でいただけるような、そういった推進の事業も展開してまいりました。

こういったものを一層強化するとともに、一人になって特に病的になるといいますか、お医者さんに通わなくてはならないような仕組みにならないような形で支援ができれば一番いいんですが、まずそういったひとり暮らし、独居老人とか、2人で暮らしていてもちょっと危ないというような状況の家庭の見守りシステムですね、地域のそういった形のものを来年度から少しずつ、モデル事業といたしまして来年度は取り組みますが、少しずつ整備をしていって、なるべく地域でいつまでも元気で暮らせるようなシステムといいますか、そういったものを地域と一緒に考えてまいるような施策をこれからとってまいりたいと思います。

なるべくそういった介護、どうしてもそういうような形になれば介護施設に入らなければなりません、その進度をおくらせるという言い方をすると怒られますが、なるべく健康で、地域で暮らしていけるような支援策を町とできれば住民の方々と協働でこれから推進していければと思っております。

以上でございます。

議長（川上要一君） 5番、益子明美さん。

5番（益子明美君） 要するに基金の取り崩しの件に関してはちょっとよくお答えにならなかったのかと思うんですけども、安定的にその介護のサービスが供給されるためには、こういった改定がしょうがないということはよくわかるんですけども、今回、前の第4期計画から比べて2段階ふやして全部で11段階にしていますよね。その辺の配慮というのは、所得の低所得者層に配慮してということだと思うんですけども、もう少しその辺を配慮する、先ほど益子議員がおっしゃったように、本当に負担の軽減というところから考えると、配分を考えていただくと本当はいいのかなと思うんです。

この11段階にした、根本的なそういった段階をつけた、こういうふうに至った理由というのを示していただきたいと思います。

議長（川上要一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（郡司正幸君） まず、第1段階につきましては、かなり保険料額が上がっているという形で見られるかと思いますが、この部分につきましては、近隣市町との比較をいたしまして、今までがかなり低額であったということで引き上げとなったものでございます。

それから、なるべく低い層の緩和をするということで、第3段階につきましては新設をいたしました。さらには負担をいただくということで、上位の項目第8段階を新設いたしまして、第6段階は前から若干負担をしていただきましたが、第8段階をふやしまして、負担は応能

負担といいますが、そういう形で新たに段階を設けたものでございます。

乗率につきましては、ある程度範囲が決められておりまして、その範囲の中で対応をしているという状況でございます。

ちょっとお答えには遠いかもかもしれませんが、そんなことでございます。

議長（川上要一君） ほかにございませんか。

1番、佐藤信親君。

1番（佐藤信親君） 一応、これは1段階から9段階までありますけれども、この構成割合がわかれば教えていただきたいなと思います。

多分、先ほど益子議員のほうから基金の取り崩しというふうに言っておりますが、今回これを崩していくと残金がどれくらいになっているのか教えていただければと思います。

議長（川上要一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（郡司正幸君） それでは、各段階ごとの割合について申し上げます。

第1段階につきましては、この期間中に197人、1.2%ほどを見込んでおります。実質的に生活保護世帯でございますので、県から歳入として入ってくるものでございますので、個人の負担はございません。

それから、第2段階につきましては2,811人、16.5%、第3段階の軽減につきましては1,035人、6.1%、第3段階につきましては1,017人、6.0%、第4段階、軽減の分でございますが5,067人、29.7%、第4段階、上記を除く見込み数でございますが2,974人、17.4%、第5段階2,137人、12.5%、第6段階1,053人、6.2%、第7段階528人、3.1%、第8段階149人、0.9%、第9段階105人、0.6%、こういう比率でございます。

これにつきましては、協議会で配付いたしました高齢者福祉計画介護保険第5期事業計画の61ページに掲載してございますので、後ほど参照していただければと思います。

それから、介護給付費準備基金につきましては、ざっと今この細かい数字をちょっと持っていないので、ざっとした数字でご勘弁いただきたいと思いますが、現在9,000万円ほどあるかと思っております。そのうち、今回補正で若干取り崩す予定をしております。

それから、今回4,864万円取り崩しまして、1,000万円程度の残額になると思っております。

議長（川上要一君） よろしいですか。

〔発言する人なし〕

議長（川上要一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

反対討論を先に許します。

益子輝夫君。

2番（益子輝夫君） いろいろ課長からの説明で実態はわかったんですが、施設とかそういうことをふやすということで、介護される側が入れる、また介護していた人たちが楽になるということはわかってきたんですが、しかし受益者負担という部分がやっぱりふえていくと、これは本当高齢者、または高齢者を持つ家庭にとっては負担になっていくんだということなんです。

そういう点でこれから消費税の増税とか、本当に国保の問題もありますし、ますます負担がふえていく、そういうことをやっぱり考えれば、高齢者にこれ以上の負担をかけない、また高齢者のいる家庭に対して負担をかけないような施策を町独自で考えていく必要があると思います。

そういう点で、今回の条例の改正には、私は反対します。

議長（川上要一君） 続いて、本案に対する賛成討論を許します。

福島泰夫君。

9番（福島泰夫君） 私は、賛成の立場と言いますより、賛成せざるを得ないという立場で討論を行いたいと思います。

ただいま益子議員のおっしゃるように、負担は少ないほうがいい、そしてサービスは高いほうがいい、これは当たり前のことだと思います。

そういう中で、町もいろいろ施策を講じまして、高齢者への施設の充実、あるいはサービスの向上、こういうほうにお金をかけております。

そしてまた今後の給付の額の動向、そして負担する方の数、そういうバランスを考えますと、どうしても値上げせざるを得ない。そして少しでも軽減するために財政安定化基金を取り崩し、また県の安定化基金からの借り入れ、そういうものを使って少しでも軽減しようとしている。これ以上軽減しようとするれば、別のお金、いわゆるよその会計からの繰り入れ、こういうのも必要になってこようかと思えます。

そういうことを考えますと、負担される方々にはまことに申しわけないと思うんですが、この件に関しまして賛成せざるを得ない、そう考えまして賛成の討論といたします。

議長（川上要一君） ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（川上要一君） それでは、採決を行います。

本案に対する反対討論、賛成討論がありましたので、起立による採決を行います。

議案第8号 那珂川町介護保険条例の一部改正については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（川上要一君） 起立多数と認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩をいたします。

再開は14時20分といたします。

休憩 午後 2時10分

再開 午後 2時20分

議長（川上要一君） 再開いたします。

議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（川上要一君） 日程第10、議案第9号 那珂川町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第9号 那珂川町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、消防団における組織の再編と社会情勢の変化、勤務体系の多様化、少子化等により団員定数を確保することが困難であることなどから、現在の団員数を基本として「549人」から「509人」に改正するものであります。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（川上要一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番、佐藤信親君。

1番（佐藤信親君） この消防団の団員数の減なんですけれども、再編も一つの大きな要因になっていると思うんですけれども、若い人が少ないから団員数が確保できないということであれば、例えばもう私たちみたいな60代でも、そういうところに関しては燃えている年齢層もあると思うんですよ。秋田県とか、四国のほうの消防団員の方を見ても結構年配者がいるわけですよ。

だから、何も消防団は若い人だけじゃなくて、我々こう中年と言わせてくださいね、中年が消防団に入れば、大体家にいるわけです。今の若い人はほとんど町外に勤務に行っていますので、昼火事のとかなかなか団員が集まらない、これ当たり前の話だと思うんです。

だから、若い人ばかりではなく、ある程度年配者も、燃えている方が、熱い男がいっぱいいいると思うんですよ。そういう方も団員として加えていければ、定員だけは確保できるかなと。これだけ広い町ですので、ある程度団員数を確保しなければ早期消火には当たれないと思いますので、そういう点も考慮していただければなというふうに思いますので、よろしくお願いたします。

議長（川上要一君） よろしくお願いたしますですか。では、そのようにお願いたします。

2番、益子輝夫君。

2番（益子輝夫君） 佐藤議員と同様な意見なんですけど、私の地元にも消防団が足りなくて、自治会に協力を求めて言っているんですけど、なかなかやっぱり自治会と一緒に声をかけてくれないと、団員を集めるのが大変だと。佐藤議員の話じゃないですけども、一たん退団した人がまた入らざるを得ないかというような状況が生まれています。そういう点で、やっぱり行政も私たちも含めてですが、やっぱり消防団の確保という点ではもっと広い視点に立ってやっていてもらいたいというふうに思います。

以上です。

議長（川上要一君） ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（川上要一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第9号 那珂川町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号～議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（川上要一君） 日程第11、議案第10号 平成23年度那珂川町一般会計補正予算の議決について、日程第12、議案第11号 平成23年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算の議決について、日程第13、議案第12号 平成23年度那珂川町国民健康保険特別会計補正予算の議決について、日程第14、議案第13号 平成23年度那珂川町後期高齢者医療特別会計補正予算の議決について、日程第15、議案第14号 平成23年度那珂川町介護保険特別会計補正予算の議決について、日程第16、議案第15号 平成23年度那珂川町下水道事業特別会計補正予算の議決について、日程第17、議案第16号 平成23年度那珂川町簡易水道事業特別会計補正予算の議決について、日程第18、議案第17号 平成23年度那珂川町水道事業会計補正予算の議決について、以上8議案は関連がありますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第10号から議案第17号 平成23年度那珂川町一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計補正予算の議決について、提案理由の要旨を申し上げます。

まず、一般会計補正予算から申し上げます。

今回の補正予算は、国の補正予算関連事業であります。学校施設環境改善交付金事業や東日本大震災復興推進交付金事業等を計上するほか、年度末を迎え、各種事務事業費が確定し、国、県支出金が決定したこと、町税やその他の歳入につきましても、決定、あるいは見込みがつかまりましたので、最終的な調整を行い、補正予算を編成いたしました。

本年度予算化した事業はおおむね完了する予定であります。今回補正する事業のほか、一部年度内に完了の見込みとならない事業がありますので、繰越明許費として平成24年度に繰り越すこととしました。

町道改良舗装事業費は、町道一渡度大鳥線で、震災により登記事務におくれが生じたため、小学校費は国の第3次補正予算による教育施設環境改善交付事業によるもの、災害復旧費のうち、農地・農業用施設災害復旧事業費、林業用施設災害復旧事業費の一部の4件であります。

歳入の主なものを申し上げますと、町税は町民税5,200万円の増、町たばこ税2,400万円の増などで、町税全体で7,109万3,000円の増といたしました。地方交付税は普通交付税の確定によるもので、6億4,925万9,000円を増、県支出金は生活バス路線運行費や東日本大震災復興推進交付金等の増に対して、林業・木材産業構造改善事業費、ふるさと雇用再生特別事業費の確定に伴う減などで7,963万7,000円の減とするものです。

また、繰越金のうち、基金繰入は当初予算等において予算措置としておりました財政調整基金、地域振興基金などを精査の上、6億8,103万2,000円を減額することとしました。繰越金は前年度繰越金で4,035万8,000円の増であります。

歳出の主なものを申し上げますと、第1は総務費で、大内小・中学校部分林管理委員会交付金のほか、職員退職手当特別負担金、財政調整基金積立金、東日本大震災復興推進基金積立金など2億9,435万5,000円を計上いたしました。

第2は教育費で、国の第3次補正予算、学校施設環境改善交付金事業による小川小学校ランチルーム耐震補強、大規模改修工事費など7,810万5,000円を計上いたしました。

また消防費は、南那須地区広域行政事務組合消防庁舎整備費負担金、東日本大震災による災害復旧等支援金など2億3,489万1,000円を減額計上いたしました。

農林水産業費は、JAなす南なし・トマト選果施設補助金の交付することとなりましたが、林業・木材産業構造改革事業費の補助形態の変更など1億7,844万8,000円を減額計上いたしました。

このほか、民生費、衛生費、商工費、土木費、災害復旧費などについても、本年度予算化

した事務事業を精査し、予算措置をいたしました。その結果、補正額は2,400万円の減となり、補正後の予算総額は87億5,000万円となりました。

次に、ケーブルテレビ事業特別会計であります。今回の補正は管理運営費を精査し、5,000万円を減額するものであります。これに要する財源は、繰越金を充当し、使用料及び手数料を減額するものであります。

その結果、補正後の歳入歳出予算の総額は3億7,400万円となりました。

次に、国民健康保険特別会計であります。今回の補正は事業費の精査により保険給付費、後期高齢者支援金、共同募金拠出金などを減額するほか、平成22年度事業費の確定により療養給付費等償還金を予算措置するものであります。

これに要する財源は、国庫支出金、療養給付費交付金、前期高齢者交付金は見込みにより減額し、財政調整基金繰入金、一般会計繰入金及び繰越金を充てることといたしました。

その結果、補正額は3,000万円の減額となり、補正後の歳入歳出予算の総額は22億3,700万円となりました。

次に、後期高齢者医療特別会計であります。今回の補正は後期高齢者医療広域連合納付金などを減額するほか、平成22年度事業費の確定により、一般会計繰入金などを予算措置するものであります。

これに要する財源は、後期高齢者医療保険料、繰越金を充て、一般会計繰入金を減額することといたしました。

その結果、補正額は100万円の減額となり、補正後の予算総額は1億7,200万円となりました。

次に、介護保険特別会計であります。今回の補正は保険給付費や制度改正に伴うシステムの改修費、平成22年度事業費の確定による償還金や、一般会計繰入金などを予算措置するものであります。

これに要する財源は、介護給付費準備基金繰入金を減額し、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰越金を充てることといたしました。その結果、補正額は5,100万円の増額となり、補正後の予算総額は14億2,200万円となりました。

次に、下水道事業特別会計であります。今回の補正は事業費の精査により総務管理諸費、施設管理費、整備事業費を減額し、人件費を増額するものであります。これに要する財源は繰越金を充て、負担金、使用料、国庫補助金を減額するものであります。その結果、補正額は500万円の減額となり、補正後の予算総額は3億2,500万円となりました。

次に、簡易水道事業特別会計であります。今回の補正は、事業費の精査により、維持管理費、配水管布設等工事費を減額し、一般管理費を増額するものであります。

これに要する財源は、水道事業収入を減額し、国庫支出金、一般会計繰入金を充てることにいたしました。

その結果、補正額は400万円の減となり、補正後の予算総額は2億3,800万円となりました。

最後に、水道事業会計であります。今回の補正は、事業費の確定によるもののほか、特別損失など6,000万円を減額計上するものです。

以上、一般会計及び特別会計並びに水道事業会計補正予算について、その概要を申し上げましたが、内容の詳細については担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（川上要一君） 企画財政課長。

企画財政課長（藤田悦男君） それでは、一般会計補正予算の補足説明を申し上げます。

補正予算書の6ページをごらんください。

第2表繰越明許費であります。国の経済対策による補正予算及び災害復旧費に係るものが主なものでありまして、7款土木費、2項道路橋りょう費、町道改良舗装事業費は、町道一渡度大鳥線改良事業費で4,440万円、9款教育費、2項小学校費、小川小学校施設整備費は、ランチルーム耐震補強大規模改修工事費で9,795万5,000円、10款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費は、農地復旧費、農地農業用施設災害復旧事業費は、大山田下郷地内の頭首工災害復旧工事費で525万円、2項林業用施設災害復旧費、林業用施設災害復旧事業費は、林道久那瀬矢又線及び林道滝ヶ沢線1号線の災害復旧工事に係るもので、651万円を本年度内の支出が見込めないため、平成24年度に繰り越すものであります。

7ページをごらんください。

第3表、地方債補正であります。1、変更につきましては、事業費がおおむね確定したことにより増減するもので、地域医療確保事業は990万円を増額し、限度額を4,490万円とするもの。消防施設整備事業は1億3,000万円を減額し、限度額を1億円とするもの。小学校整備事業は7,000万円を増額し、限度額を1億400万円とするものです。

続きまして、事項別明細書により歳入から申し上げます。

11ページをごらんください。

1款町税、1項1目個人町民税の補正額は300万円の減で、納税者の減少によるもの。2

目法人町民税の補正額は、納入実績を勘案し5,500万円を増額するものです。

4項1目町たばこ税の補正額は納入実績を勘案し2,400万円を増額するものです。

6項1目入湯税の補正額は490万7,000円の減で、震災による入湯者数の減少によるものです。

2款地方譲与税、2項1目自動車重量譲与税の補正額は、納入実績を勘案し500万円を減額するものです。

3款利子割交付金、1項1目利子割交付金の補正額は、納入実績を勘案し100万円を減額するものです。

12ページをごらんください。

7款ゴルフ場利用税交付金、1項1目ゴルフ場利用税交付金の補正額は1,000万円の減で、震災による減収分を減額するものです。

8款自動車取得税交付金、1項1目自動車取得税交付金の補正額は、納入実績を勘案し1,000万円を減額するものです。

9款地方特例交付金、1項1目地方特例交付金の補正額は、額の確定により599万6,000円を増額するものです。

10款地方交付税、1項1目地方交付税は6億4,925万9,000円の増で、今年度の普通交付税の確定により増額するものです。

11款交通安全対策特別交付金、1項1目交通安全対策特別交付金の補正額は、納入実績を勘案し50万円を減額するものです。

13ページに入ります。

12款分担金及び負担金、1項1目災害復旧費負担金の補正額は1,650万1,000円の減で、農地・農業用施設災害復旧事業費は、事業費の確定によるものです。

2項1目民生費負担金の補正額は189万3,000円の増で、保育児童保護者負担金の増によるものです。

13款使用料及び手数料、1項3目農林水産業使用料の補正額は399万3,000円の減で、県産材利用宿泊施設の廃止に伴うもの。

6目教育使用料の補正額は540万円の減で、美術館観覧料、レストラン・ショップの使用料によるものです。

14款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金の補正額は2,073万5,000円の減で、保険基金安定費、障害者自立支援事業費、保育児童措置費、子ども手当支給事業費の確定によるもの

のです。

14ページに入ります。

2項1目民生費国庫補助金の補正額は90万円の減で、障害者自立支援事業費の確定によるもの。3目土木費国庫補助金の補正額は33万7,000円の減で、地域住宅交付金事業費、住宅建築物耐震改修等事業費の確定によるもの。

4目教育費国庫補助金の補正額は2,359万9,000円の増で、学校施設環境改善交付金は、追加認定によるものなど。

5目災害復旧費国庫補助金の補正額は400万円の減で、保健衛生費災害復旧費補助金の確定によるもの。

7目総務費国庫補助金の補正額は1,811万5,000円の増で、市町村行政機能応急復旧補助金の追加認定によるものです。

3項2目民生費委託金の補正額は30万4,000円の増で、子ども手当事務取扱費の確定によるものです。

15款県支出金、1項1目民生費県負担金の補正額は1,001万6,000円の減で、保険基盤安定費、障害者自立支援事業費、保育児童措置費、子ども手当支給事業費の確定によるものです。

15ページに入ります。

2項1目総務費県補助金の補正額は9,223万8,000円の増で、生活バス路線運行、わがまち協働推進事業交付金は確定によるもの。東日本大震災復興推進交付金は、新たに交付されるもの。2目民生費県補助金の補正額は129万3,000円の減で、高齢者在宅福祉事業費、重度心身障害者医療費、障害者支援事業費、介護保険緊急整備等臨時特例交付金の確定によるもの。3目衛生費県補助金の補正額は413万7,000円の減で、新型インフルエンザワクチン接種助成事業費、地域自殺対策緊急強化事業の確定によるもの。4目農林水産業費県補助金の補正額は1億8,214万8,000円の減で、戸別所得補償制度推進事業費や、林業・木材産業構造改革事業費のほか、各種事業の確定によるもの。5目商工費県補助金の補正額は1,010万6,000円の減で、ふるさと雇用再生特別事業費、緊急雇用創出事業費の確定によるもの。6目土木費県補助金の補正額は9万9,000円の減で、栃木県民間住宅耐震改修助成事業費、被災住宅再建等支援事業費の確定によるもの。8目災害復旧費県補助金の補正額は3,504万2,000円の増で、農地・農業用施設災害復旧事業費、林業用施設災害復旧事業費の確定によるものです。

16ページに入ります。

3項1目総務費委託金の補正額は88万2,000円の増で、工業統計調査費、栃木県議会議員選挙費、在外選挙人名簿登録事務市町村交付金の確定によるものであります。

16款財産収入、1項2目利子及び配当金の補正額は44万5,000円の減で、基金利子、株式会社むらおこしセンター配当金に係るものであります。

17款寄附金、1項1目一般寄附金の補正額は814万5,000円の増で、一般寄附金、災害寄附金に係るもの。2目民生費寄附金の補正額は129万9,000円の増で、福祉基金に係るもの。3目教育費寄附金の補正額は41万円の増で、奨学基金、教育文化基金に係るものであります。

17ページに入ります。

18款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金の補正額は5億8,000万円の減。2目地域振興基金繰入金の補正額は1億円の減で、事業費の確定により一般財源の収入状況を勘案し、平成24年度以降の財源確保のため、当初予定していた基金の繰り入れを減額するものであります。4目奨学基金繰入金の補正額は103万2,000円の減で、貸付金の確定により減額するものであります。

3項1目後期高齢者医療特別会計繰入金の補正額は334万6,000円の増、2目介護保険特別会計繰入金の補正額は502万3,000円の増、いずれも事業確定により一般会計への返納金であります。

19款繰越金、1項1目繰越金の補正額は4,035万8,000円の増で、前年度繰越金であります。

20款諸収入、3項2目奨学金貸付金元利収入の補正額は100万9,000円の減で、貸付金元利収入見込額の減によるものであります。

18ページに入ります。

4項1目民生費受託収入の補正額は428万3,000円の増で、保育園受託事業費の増によるものであります。

5項4目雑入の補正額は3,346万6,000円の増で、立木売却収入や物件等補償費のほか、各種雑入に係るものであります。

21款町債、1項1目衛生債の補正額は990万円の増で、地域医療確保事業に係るもの。4目消防債の補正額は1億3,000万円の減で、消防施設整備事業に係るもの。6目教育債の補正額は7,000万円の増で、小学校整備事業に係るものであります。

続きまして、19ページ、歳出に入ります。

1 款議会費、1 項 1 目議会費の補正額は20万4,000円の増で、職員人件費は共済年金給付金の率の変更によるもの。

2 款総務費、1 項 1 目一般管理費の補正額は3,181万2,000円の増で、特別職人件費は、町長等の共済年金納付金の率の変更によるもの。職員人件費は、退職手当特別負担金及び共済年金給付金の率の変更によるもの。総務管理費、一般管理費は、事務の精査によるもの。

なお、職員人件費につきましては、共済年金給付金の率が4月1日にさかのぼって変更されたため増額になるものでありますので、以後、説明を一部省略させていただきます。

2 目文書広報費の補正額は195万2,000円の減で、広報費の精査によるもの。4 目財産管理費の補正額は2,317万5,000円の増で、庁舎管理維持費は、T K C サーバー修繕処理に係るもの。町有財産管理費は、大内小・中学校部分林管理委員会交付金等に係るもの。

20ページに入ります。

6 目公共交通確保対策事業費の補正額は350万円の増で、公共交通確保対策事業費は、生活路線運行維持費、デマンド交通運行事業費の確定によるもの。

2 項 1 目企画総務費の補正額は131万円の減で、職員人件費のほか、行政システム費の精査によるもの。4 目財政調整基金等の補正額は2億4,189万円の増で、財政調整基金費及び地域振興基金費は、基金利子相当分のほか、将来の財政運営を勘案し積み立てるもの。東日本大震災復興推進基金費は、県からの交付金を積み立てるものであります。

21ページに入ります。

4 項 1 目戸籍住民基本台帳費の補正額は356万円の減で、職員人件費のほか電算処理費の精査によるもの。

6 項 1 目基幹統計調査費の補正額は15万3,000円の減で、基幹統計調査費は、工業統計調査の確定によるものです。

3 款民生費、1 項 1 目社会福祉総務費の補正額は6,928万4,000円の増で、職員人件費のほか、民生委員活動費は、費用弁償不足額を計上するもの。災害見舞金支給事業費は、地震で被災した災害見舞金の確定によるもの。福祉基金費は基金利子及び寄附金相当分を積み立てるもの。国民健康保険特別会計繰出金は、財政安定化支援事業分の増によるもの。後期高齢者医療費は、療養給付費負担金、保険基盤安定費及び事務費繰入金の確定によるもの。後期高齢者医療広域連合負担金は、事務事業の精算確定によるもの。2 目障害者福祉費の補正額は56万7,000円の減で、重度心身障害者医療費、障害者福祉サービス事業費、障害者地域生活支援事業費、障害者自立支援医療給付費は、支出見込みを精査したもの、障害者福祉諸

費は過年度返納金。

22ページに入ります。

3目老人福祉費の補正額は364万円の減で、老人措置費は措置費の減によるもの。高齢者生活福祉センター生活援助員設置費は支出見込みを精査したもの。介護保険特別会計繰出金は、介護保険給付費の増によるもの。老人福祉諸費は、業務費を精査したものと、低所得者利用者対策事業費の過年度返納金であります。

2項1目保育園費の補正額は36万3,000円の増で、職員人件費のほか、保育園諸費は、臨時職員賃金を精査したものと、保育所運営費の過年度返納金であります。2目児童措置費の補正額は275万8,000円の減で、職員人件費のほか、馬頭及び小川放課後児童クラブ運営事業費は、事業の精査によるものであります。

23ページに入ります。

4款衛生費、1項2目予防費の補正額は189万円の増で、母子保健衛生事業費は不妊治療費助成金に係るもの。予防接種費は事業精査によるもの。3目健康増進費の補正額は150万円の減で、健康増進事業費は、がん検診業務委託料の確定によるもの。4目環境衛生費の補正額は462万2,000円の増で、職員人件費のほか、簡易水道事業特別会計繰出金は事業確定によるもの。環境のまちづくり事業費は、太陽光発電等設備導入補助等の事業を精査したものです。

24ページに入ります。

2項1目ごみ処理費の補正額は2,930万円の減で、ごみ収集運搬事業費は災害廃棄物処理業務費は事業の確定によるものです。

5款農林水産業費、1項3目農業振興費の補正額396万6,000円の増で、中山間地域等直接支払交付金事業費は事業の確定によるもの。

農業振興諸費は、事業を精算したもののほか、JAなす南なし・トマト選果施設整備事業費の補助に係るもの。5目農地費の補正額は399万円の減で、県単農業農村整備事業費は事業の確定によるものです。

2項1目林業総務費の補正額は262万円の減で、林業総務諸費は業務の確定によるもの。2目林業振興費の補正額は1億7,713万8,000円の減で、林業木材産業構造開拓事業費は、補助形態の変更によるもの。

25ページに続きます。

森林整備地域活動支援交付金事業費及びとちぎの元気な森づくり事業費は、事業の確定に

よるものです。

6 款商工費、1 項 1 目商工総務費の補正額は334万1,000円の減で、職員人件費のほか、緊急雇用創出事業費は事業の確定によるもの。3 目観光費の補正額は77万8,000円の増で、ゆりがねの湯管理費、定住センター管理費は、施設の修繕等に係る経費を計上いたしました。

7 款土木費、1 項 1 目土木総務費の補正額は22万1,000円の減で、職員人件費のほか、住宅建築物耐震改修等事業費は、事業費の確定によるものです。

26ページに入ります。

2 項 3 目道路新設改良費の補正額は210万1,000円の増で、町道改良舗装事業費は、町道一渡大鳥線の経費に係るもの。4 目橋りょう費の補正額は20万6,000円の減で、橋りょう維持諸費は、護岸補修工事の確定によるものです。

3 項 1 目砂防費の補正額は461万4,000円の増で、急傾斜地崩壊対策事業費は、町の上仲地区の県営事業に対する負担金に係るものです。

5 項 1 目住宅管理費の補正額は140万9,000円の減で、町営住宅等管理費は事務費を精査したものです。

27ページに入ります。

8 款消防費、1 項 1 目常備消防費の補正額は1億9,880万1,000円の減で、常備消防費は、南那須地区広域行政事務組合消防庁舎整備負担金を減額するものなど。2 目非常備消防費の補正額は111万円の減で、消防管理運営費は非常勤消防団員の報酬の額の確定によるもの。

3 目消防施設費の補正額は1,035万5,000円の減で、消防施設整備事業費は、屋外拡声装置設置工事費などの確定によるもの。火の見やぐら撤去工事等に係るものです。5 目災害対策費の補正額は2,462万5,000円の減で、災害対策費は災害復旧等支援金等を精査したものです。

9 款教育費、1 項 2 目事務局費の補正額は268万7,000円の減で、職員人件費は教育長の人件費を減額するもの、奨学金運営費は貸付金の減によるもののほか、基金利子及び寄附金相当分を積み立てるものです。

28ページに入ります。

2 項 1 目学校管理費の補正額は947万5,000円の減で、職員人件費のほか、学校管理諸費は、スクールバス運転業務委託料の確定によるもの。2 目教育振興費の補正額は131万9,000円の減で、教育振興諸費は就学等援助費等の精査によるもの。3 目学校施設整備費の補正額は9,750万円の増で、学校施設環境改善交付金事業により小川小学校ランチルーム耐

震補強大規模改修工事に係るものです。

3 項 1 目学校管理費の補正額は670万6,000円の減で、学校管理諸費はスクールバス運  
業務委託料の確定によるもの。2 目学校振興費の補正額は95万4,000円の減で、職員人件費  
のほか、学校振興諸費は就学等援助費等の精査によるものです。

29ページに入ります。

4 項 1 目幼稚園費の補正額は4,000円の増で、職員人件費のほか、ひばり幼稚園管理費は、  
就園奨励費の精査によるものです。

5 項 1 目社会教育総務費の補正額は73万5,000円の増で、職員人件費のほか、教育文化基  
金費は、基金利子及び寄附金相当分を積み立てるものです。

30ページに入ります。

10款災害復旧費、1 項 1 目農地及び農業用施設災害復旧費の補正額は2,235万円の減で、  
農地・農業用施設災害復旧事業費は事業費確定によるもの。2 目林業用施設災害復旧費の補  
正額は400万円の減で、林業用施設災害復旧事業費は、事業費の確定によるものです。

4 項 1 目観光施設災害復旧費の補正額は127万3,000円の増で、観光施設災害復旧事業費  
は、ふるさとの森公園等の修繕料を計上するものです。

31ページ以降は、今回の補正に係る給与費明細書でありますので、ごらんいただきたいと  
思います。

以上で一般会計補正予算の補足説明を終わります。

議長（川上要一君） 補正予算の補足説明の途中でございますが、ここで休憩をいたします。

再開は 15 時 15 分といたします。

休憩 午後 3 時 0 3 分

再開 午後 3 時 1 5 分

議長（川上要一君） 再開いたします。

提案理由の補足説明を続けてお願いいたします。

ケーブルテレビ放送センター室長。

ケーブルテレビ放送センター室長（増子定徳君） それでは、那珂川町ケーブルテレビ事業  
特別会計補正予算について補足説明いたします。

補正予算書7ページをごらんください。

歳入歳出補正予算事項別明細書より、歳入から申し上げます。

2款使用料及び手数料、1項1目使用料の補正額は510万8,000円を減額するもので、基本利用料、オプションサービス利用料等、利用者の推移を勘案したものです。

4款繰越金、1項1目繰越金の補正額は9万8,000円の増で、前年度繰越金です。

8ページ、歳出に入ります。

1款ケーブルテレビ事業費、1項1目管理運営費の補正額は500万円の減で、職員人件費は、職員7名に係る人件費の精査によるもの。ケーブルテレビ施設管理運営費は、電柱建てかえに伴うケーブル線移設等の工事執行を見込み、工事請負費を増額するほか、光熱水費、郵送料の所要見込みや業務委託料、消費税の確定及び東電柱に係る公有財産購入が不要になったことから、これらを減額するものです。

番組制作費は、番組送出用デッキ2台の修繕費、音楽使用に係る著作物使用料を増額するほか、業務委託料の確定により委託料を減額するもの。インターネット接続サービス等事業費は、インターネット回線使用料の減額。CS有料放送サービス事業費は、番組配信料の所要額を見込み、使用料及び賃借料を増額するほか、消耗品費及び機器保守点検委託料の確定により委託料を減額するものです。

9ページ以降は、今回の補正に係る給与費明細書ですので、ごらんいただきたいと思えます。

以上でケーブルテレビ事業特別会計補正予算の補足説明を終わります。

議長（川上要一君） 住民生活課長。

住民生活課長（手塚孝則君） 続きまして、国民健康保険特別会計補正予算について説明をいたします。

7ページ、歳入からご説明をいたします。

4款国庫支出金、1項1目療養給付費負担金の補正額は1,875万5,000円の減。

2項1目財政調整交付金の補正額は4,181万5,000円の減で、ともに医療費の精算額見込みによるもの。3目災害臨時特例補助金の補正額は439万8,000円の増で、災害に係る保険税の減免及び一部負担金免除に係る補助金であります。

5款療養給付費交付金、1項1目療養給付費交付金の補正額は1,614万2,000円の減で退職者医療費の精算額見込みによるもの。

6款前期高齢者交付金、1項1目前期高齢者交付金の補正額は1億2,605万3,000円の減

で、額の確定によるもの。

9款財産収入、1項1目利子及び配当金の補正額は2万3,000円の増で、財政調整基金利子であります。

8ページに入ります。

10款繰入金、1項1目一般会計繰入金の補正額は8,966万6,000円の増で、保険基盤安定繰入金は確定により259万1,000円を減額し、財政安定化支援事業繰入金として9,225万7,000円の増をお願いするものであります。

2項1目財政調整基金繰入金の補正額は5,000万円の増で、財政調整基金を取り崩すものであります。

11款繰越金、1項2目その他繰越金の補正額は2,867万8,000円の増で、前年度繰越金であります。

続いて9ページ、歳出に入ります。

2款保険給付費、1項1目一般被保険者療養給付費の補正額は3,030万円の減、2目退職被保険者等療養給付費の補正額は1,000万円の減、4目退職被保険者等療養費の補正額は30万円の増。

2項1目一般被保険者高額療養費の補正額は1,000万円の減で、ともに医療費の精算額見込みによるもの。

3款後期高齢者支援金、1項1目後期高齢者支援金の補正額は667万5,000円の減で、後期高齢者支援金及び後期高齢者関係事務費拠出金の確定によるもの。

10ページに入ります。

7款共同事業拠出金、1項1目高額医療費拠出金の補正額は13万1,000円の減。4目保険財政共同安定化事業拠出金の補正額は844万7,000円の減。

9款基金積立金、1項1目財政調整基金積立金の補正額は2万4,000円の増で、基金利子を積み立てするものであります。

11款諸支出金、1項3目一般被保険者償還金の補正額は3,522万9,000円の増で、平成22年度療養給付費負担金の超過分を国に返還するものであります。

以上で国民健康保険特別会計補正予算の補足説明を終わります。

続きまして、後期高齢者医療特別会計補正予算について説明をいたします。

7ページをごらんください。

1款後期高齢者医療保険料、1項1目後期高齢者医療特別徴収保険料の補正額は153万

1,000円の増。2目後期高齢者医療普通徴収保険料の補正額は242万9,000円の増で、ともに保険料の精査によるものであります。

3款繰入金、1項1目事務費繰入金の補正額は102万2,000円の増で、健診事業費等の確定によるもの。2目保険基盤安定繰入金の補正額は932万8,000円の減で、保険料軽減額の確定によるもの。

4款繰越金、1項1目繰越金の補正額は334万6,000円の増で、前年度繰越金であります。続いて8ページ、歳出に入ります。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項1目後期高齢者医療広域連合納付金の補正額は536万7,000円の減で、保険基盤安定負担金の減等によるもの。

3款後期高齢者健診事業費、1項1目後期高齢者健診事業費の補正額は102万円の増で、国庫補助基準単価の増によるもの。

4款諸支出金、2項1目繰出金の補正額は334万7,000円の増で、平成22年度医療費精査に伴う一般会計の繰出金であります。

以上で後期高齢者医療特別会計補正予算の補足説明を終わります。

議長（川上要一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（郡司正幸君） 続きまして、介護保険特別会計補正予算について補足説明いたします。

補正予算書7ページをごらんください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入から説明いたします。

3款国庫支出金、1項1目介護給付費負担金の補正額は102万9,000円の増で、2項1目調整交付金の補正額は2,845万4,000円の増で、いずれも介護給付費の増によるものです。

4目事業費交付金の補正額は131万2,000円の増で、介護報酬改定等によるシステム改修事業費交付金です。5目災害臨時特例補助金の補正額は70万円の減で、東日本大震災被災者の減免措置負担金の推計によるものです。

4款支払基金交付金、1項1目介護給付費交付金の補正額は1,574万3,000円の増で、介護給付費の増及び平成22年度精算交付により増額となるものです。

1項2目地域支援事業交付金の補正額は53万3,000円の増で、過年度精算交付金によるものです。

5款県支出金、1項1目介護給付費負担金の補正額は255万1,000円の増で、介護給付費の増によるものです。

8ページをごらんください。

6款財産収入、1項1目利子及び配当金の補正額は7万3,000円の増で、介護給付費準備基金の利子です。

7款繰入金、1項1目介護給付費繰入金の補正額は200万円の増で、給付費の増及び過年度精算交付金によるものです。

2項1目介護給付費準備基金繰入金の補正額は3,500万円の減で、調整交付金の増により減額するものです。

2目介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金は3万6,000円の増で、介護事業趣旨普及のためのパンフレット作成のため増額するものです。

8款繰越金、1項1目繰越金の補正額は3,496万9,000円の増で、前年度繰越金です。

9ページに移ります。

歳出について説明いたします。

1款総務費、1項1目一般管理費の補正額は262万5,000円の増で、介護保険制度改正に伴うシステム改修に伴うものです。

3項2目認定調査等費の補正額は30万円の増で、審査支払件数の増による手数料です。

4項1目趣旨普及費の補正額は3万6,000円の増で、趣旨普及のためのパンフレットの印刷製本費です。

2款保険給付費、1項1目居宅介護サービス給付費の補正額は4,292万4,000円の増で、居宅介護サービス給付費の増によるものです。

10ページをごらんください。

3款地域支援事業費、2項4目包括的継続的ケアマネジメント支援事業費の補正額は6万5,000円の増で、職員人件費です。5目任意事業費の補正額は600万円の減で、おむつ購入費補助額の減少によるものです。

5款基金積立金、1項1目介護給付費準備基金積立金の補正額は7万5,000円の増で、基金利子分です。

7款諸支出金、1項1目第1号被保険者還付金の補正額は20万円の増で、過年度分の還付者増によるものです。

2目償還金の補正額は645万2,000円の増で、国庫支出金及び県支出金の過年度還付金です。

2項1目一般会計繰出金の補正額は502万3,000円の増で、過年度地域支援事業町負担金

精算返納分です。

11ページをごらんください。

3項1目災害臨時特例減免措置負担金の補正額は70万円の減で、当初見込みより減少したためです。

12ページからの今回の補正にかかわる給与費明細書についてはごらんをいただきたいと思っております。

以上で介護保険特別会計補正予算のご説明を終わります。

議長（川上要一君） 上下水道課長。

上下水道課長（塚原富太君） 続きまして、下水道事業特別会計補正予算について補足説明をいたします。

補正予算書7ページ事項別明細書により、歳入から申し上げます。

1款分担金及び負担金、1項1目負担金の補正額は600万円の減で、公共下水道事業受益者負担金の減によるものであります。

2款使用料及び手数料、1項1目使用料の補正額は226万2,000円の減で、現年度分下水道使用料の減によるものであります。

3款国庫支出金、1項1目下水道事業費国庫補助金の補正額は300万円の減で、補助事業費確定によるものであります。

5款繰越金、1項1目繰越金の補正額は626万2,000円の増で前年度繰越金であります。

8ページをお願いいたします。歳出に入ります。

1款下水道事業費、1項1目総務管理費の補正額は120万円の減で、加入戸数の減に伴うものであります。

1項2目施設管理費の補正額は190万4,000円の減で、施設管理費は発生汚泥の分析委託料等の減によるものであります。

2項1目下水道整備費の補正額は189万6,000円の減で、整備事業費は設計監督業務委託料等の減によるものであります。

9ページは給与費明細書ですので、ごらんいただきたいと思っております。

以上で下水道事業特別会計補正予算の補足説明を終わります。

続きまして、簡易水道事業特別会計補正予算について補足説明をいたします。

補正予算書の7ページ事項別明細書により歳入から申し上げます。

1款水道事業収入、1項1目水道使用料の補正額は1,245万6,000円の減で、水道使用料

の減によるものであります。

3 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金の補正額は700万円の増で、東日本大震災の災害復旧事業に係る繰入金であります。

6 款国庫支出金、1 項 1 目簡易水道等施設整備費補助金の補正額は145万6,000円の増で、激甚災害指定に伴う国庫負担率の加算によるものであります。

8 ページ、歳出に入ります。

2 款水道事業費、1 項 1 目簡易水道管理費の補正額は425万2,000円の減で、維持管理費は、東日本大震災の計画停電に伴う電気料の減及び設計委託料の精査によるものであり、配水管布設がえ等工事費はその関連事業の精査によるものであります。

9 ページは給与費明細書ですので、ごらんいただきたいと思えます。

以上で簡易水道事業特別会計補正予算の補足説明を終わります。

続きまして、水道事業会計補正予算について補足説明をいたします。

3 ページをごらんください。

別表、企業債補正であります。1 変更は、当初水源確保事業として健武、荒沢地内の水源整備事業といたしまして5,000万円の企業債を予定しておりましたが、東日本大震災による地盤変動により、深井戸の取水量に変化が生じたため、計画の見直しが必要になり、企業債を取り下げるものであります。

また、配水管布設がえ事業は、馬頭、都地内の国道293号馬頭バイパス整備事業に伴う配水管布設がえ工事を進めておりますが、県から工事費の一部が補償費で補てんされることになったため1,600万円を減額し、限度額を4,500万円から2,900万円にするものであります。

次に、補正予算書 5 ページ、補正予算実施計画により、収益的収入及び支出について、歳入から申し上げます。

2 款東部地区簡易水道事業収益、1 項 1 目給水収益の補正額は44万5,000円の増で、水道使用量の増加を見込みました。

2 項 1 目他会計補助金の補正額は10万5,000円の減で、企業債利息の減に伴うものであります。

支出に入ります。

1 款水道事業費用、1 項 1 目原水及び浄水費の補正額は64万9,000円の減で、計画停電に伴う電気料の減です。

3 項 1 目過年度損益修正損50万7,000円の増で、水道使用料の不納欠損処分に係るもので

あります。

2 款東部地区簡易水道事業費用、3 項 1 目過年度損益修正損は21万5,000円の増で、水道使用料の不納欠損処分に係るものであります。

続きまして6ページ。資本的収入及び支出について、収入から申し上げます。

1 款水道事業収入、1 項 1 目工事負担金の補正額は1,600万円の増で、先ほど説明しました馬頭、都地内の配水管布設がえ事業の県補償費であります。

2 項 1 目企業債の補正額は6,600万円の減で、先ほど説明しました荒沢地内の水源整備事業及び都地内の配水管布設がえ事業に係るものであります。

2 款東部地区簡易水道事業収入、2 項 1 目他会計補助金の補正額は10万5,000円の増で、企業債償還金の増によるものであります。

支出に入ります。

1 款水道事業支出、1 項 1 目原水設備費の補正額は6,000万円の減で、荒沢地内水源整備事業の見直しにより、過年度事業を減額するものであります。

前後して大変申しわけありませんが、1ページをお開きください。

下から2行目、第3条の1ページから2ページにかけて、資本的収入が資本的支出に不足する額の補てん財源の補正内容であります。

2ページの1行目をごらんください。

今回の補正により不足する額は1,010万5,000円の減となり、補正後は1億562万4,000円となります。この不足分については、当年度分損益勘定留保資金7,858万円、消費税及び消費税資本的収支調整額654万3,000円、建設改良積立金2,050万1,000円に改めるものであります。

7ページは資金計画、8ページは給与費明細書ですので、ごらんいただきたいと思います。

以上で一般会計、6特別会計及び水道事業会計の補正予算の補足説明を終わります。

議長（川上要一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑に当たっては、会計名、ページ数をお示しくさせていただきますようお願いいたします。

質疑はありませんか。

1 番、佐藤信親君。

1 番（佐藤信親君） 一般会計の19ページになります。

総務費の2 款 1 項 1 目19節負担金補助金でございますが、今回668万2,000円が追加で計

上されておりますが、その内容についてお伺いしたいのが1点。

同じく2款1項4目18節備品購入費で、年度末になって380万1,000円、震災関連もあるのかと思うんですが、その内容についてお伺いしたい。

あと26ページの7款3項1目19節負担金補助金で461万4,000円、これ町単で急傾斜地等の負担金ということになっておりますが、どこの箇所にこれをやるのか、それとも継続で事業費が不足で計上しているのか、その点についてお伺いいたします。

あと、下水道事業特別会計、よろしいですか。7ページの1款1項1目の受益者負担金の減でございますが、これは600万円となっております。当然供用開始区域の戸数から見て、今度新たに加わる加入負担金が計上されていたものが、これだけの額が入らないということになったのではないのかと思うんですが、これが1戸当たり幾らの加入負担金であったのか、確認したいと思います。当然加入金が減れば、2款1項1目の使用料なんかも当然減額になってくるということで、その点についてお伺いしたいと思います。

あと、簡易水道事業関係で、やはり同じく7ページの1款1項1目1,245万6,000円が使用料の減となっておりますが、これも震災関連なのかどうなのか、ちょっとこの点についてお伺いしたいと思います。

以上。

議長（川上要一君） 総務課長。

総務課長（益子 実君） それでは、1点目の総務費の一般管理費の負担金補助及び交付金であります。これは県との間で人事交流をしております。県のほうから派遣されている職員については、こちらからその経費を負担をするということで、ここで計上しております。

4目の財産管理費であります。これはTKCのサーバーの機器、これが故障しましたもので、これに対する備品購入であります。

以上です。

議長（川上要一君） 建設課長。

建設課長（秋元彦丈君） 26ページの7款河川費、1目の砂防費でございますが、本年度、23年度の精算額が決定されました。場所は松野上仲地区、正直言いますと上仲でも実際今は城間のほうにやっております。本年度の精算分でございます。

以上でございます。

議長（川上要一君） 上下水道課長。

上下水道課長（塚原富太君） 下水道事業の7ページ、1款分担金及び負担金で600万円の

減となっている部分ですが、当初予算では45件分、1件当たり20万円で予算を見ておりましたが、実際15件の加入となりましたので、30戸分、600万円を減額するものであります。

続きまして簡易水道事業でございますが、使用料の7ページ、使用料でございますが、今回1,245万6,000円減額となっておりますのは、今年度の3月に水道料金の値上げをいたしました。その分を見込んでおりました、23年度当初予算で計上したわけでございますが、震災後の断水あるいは計画停電等により、またその後の節水の意識の高まりにより、使用料が少なくなったために、それ相当額を減額するものであります。

以上です。

議長（川上要一君） 佐藤信親君。

1番（佐藤信親君） 下水道事業なんですけれども、45件分を見て15件しか加入しないということについては、当然担当課のほうは一生懸命推進しているかというふうに思うんですけれども、やはり加入しないなりの理由があるかと思うんですよ。やはり主な原因は高齢者世帯であるとか、所得がないから加入金も払えない、接続もできないというようなことが多いんじゃないかなと思うんですが、その点についてだけお伺いしたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（川上要一君） 上下水道課長。

上下水道課長（塚原富太君） 今年度事業につきましては、田町地区と健武地区、2カ所で実施したわけでございますが、当然そういった市街地の部分に関しまして、単独浄化槽あるいは高齢者世帯等がございまして、なかなか接続するにしても多額の工事費がかかるということで、うちのほうである程度歩いてはいるわけでございますが、なかなか加入促進が協力が得られないということで、こういった結果になったわけでございます。

以上です。

議長（川上要一君） ほかにございせんか。

5番、益子明美さん。

5番（益子明美君） まず、一般会計のほうからです。

歳入のほう12ページ。10款地方交付税の確定により6億4,925万9,000円増になってますよね。当初予算の見込みとどうしてこんなに違ってきてふえているのかということ、1点お伺いいたします。

それから、歳出です。歳出22ページのほうで、3款2項2目児童措置費の中の、放課後児童クラブ運営事業費の減なんですけど、特に小川放課後児童クラブの運営費が210万円から減

になっておりますけれども、こういった内容で減になっているのか、お伺いいたします。

それから、24ページ、5款2項2目林業振興費ですね、林業・木材産業構造改革事業費が補助形態の変更により減額になっておりますが、どのような形で補助形態の変更になっているのか、詳しい内容をご説明いただきたいと思えます。

それから、国民健康保険特別会計補正予算のほうです。なぜ質問するのか、大体予測はつくとは思いますが、一般会計からの繰入金がこの時期に9,225万7,000円と、それから財政基金繰入金が5,000万円繰り入れられています。内容としては、要するに給付費がふえているわけじゃないんですよ。要するに国保を使って保険料を、病気にかかった人がふえて、その給付がふえているわけではなくて、それで最終的に基金繰り入れで調整しなくてはならないというのは、やっぱり当初予算の見込みがどういうふうになっていたのかなというふうに思いますので、これの詳しいご説明をお願いいたします。

議長（川上要一君） 企画財政課長。

企画財政課長（藤田悦男君） 地方交付税の関係でございますが、地方交付税の算定につきましては一本算定の算式を採用してやっております。そうしますと約4億円程度減額になる形になります。一本算定を基本に数字を算出しておりますので、このような形になります。

ただし、国の経済対策等によりまして、今回は上乘せになっております。そのようなこともありまして6億円程度の増額ということになっております。

以上です。

議長（川上要一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（郡司正幸君） 放課後児童クラブの減額の件でございますが、まず、震災絡みで夏季、省エネ対策で日曜日の開設の準備の補正をいたしました。利用者がいなかったということで、そういった賃金分の減額。さらには児童数が当初見ていた数よりも少なかったということで、おやつ代とかそれから保険料、さらには小学校まで送迎しておりますので、そういったバスの委託料、その部分をした分でございます。

議長（川上要一君） 農林振興課長。

農林振興課長（山本 勇君） 24ページの5款農林水産業費、2項2目の林業振興費の減額でございますけれども、県北木材協同組合が東中学校跡地に実施しております製材工場、これが林業・木材産業構造改善事業費の国庫補助事業で実施する予定だったんですが、事業がかわりまして、この事業は町を經由して補助金を交付するわけだったんですが、事業が変わりまして、森林整備加速化林業再生基金事業という事業になりまして、町を經由しな

いで直接事業主体のほうに国の補助金の2分の1が補助されるということになりまして、減額したものでございます。

以上です。

議長（川上要一君） 住民生活課長。

住民生活課長（手塚孝則君） 今の時点で基金と繰入金をどうしてこのような額を補正しているのかということでございますけれども、まず、保険給付費が伸びていないにもかかわらず繰り入れているんだという話でございますけれども、ことしの保険給付費は、12月に補正をいたしました。これにつきましては、大幅に伸びたということで、12月補正のときには2億円ちょっと補正をいたしました。そのときの歳出に対する歳入でございますけれども、12月の時点では、歳出の保険給付費もまだ見込みであったということと、それから歳入の大部分であります国庫支出金、それから県支出金、交付金、その辺のところの額が確定をしておりますませんでした。そういう不確定の中で、12月の時点で一般会計からの繰り入れ、あるいは基金の取り崩し、それはまだ不安定要素が大きい中で、そちらからの繰り入れ等をしてもらうということは余り芳しくないということで、国庫支出金、あるいは交付金等のところに保険給付費の伸びを乗せて予算を12月補正をいたしました。

したがって、今回につきましては、国庫支出金、それから療養給付費交付金とか、前期高齢者交付金とか、額が確定をしましてまいりました。そうしますと、どうしても保険給付費の伸びた分が不足をしてくるということでございます。そういうことで、歳出のほうにつきましても、保険給付費を現状に合わせて12月補正以降の出ている状況を勘案して、5,000万円程度なら削減できるかなということで、そこで歳出を減額をし、なおかつ不足した分について、基金については5,230万円ほど残っているものですから、その大部分の5,000万円を基金を取り崩しまして、その残りにつきましては一般会計から繰り入れをしてもらう、それをお願いをするということで、3月補正をお願いしているところでございます。

議長（川上要一君） 益子明美さん。

5番（益子明美君） 交付税に関しては一本算定を基本として算定しているということだと思っておりますけれども、そうすると、このところ毎年2億円から4億円ぐらい、ずっと最終的には交付税がふえて入ってきているということになりますよね。当初予算を組むときにやっけていかなくちゃいけない事業が、そのときに組めないという状況もあると思うので、その辺どういうふうにお考えになっているかということをお聞きしたいのと、あとその上乗せ分が2億4,000万円ぐらいあるわけですが、その内容を、どういったものが上乗せになっ

てきているのか、教えていただきたいと思います。

放課後児童クラブの件なんですけれども、小川の児童の利用が少ないというふうな状況があると思うんですけれども、児童数が減ってきているからなのか、こういった事情かその背景で減ってきているのか調査されているか、お伺いいたします。

それから、森林整備加速化事業に変更になったという件は納得いたしました。

それから、国保の件なんですけれども、課長の説明でしようがないのかなというところもあるんですけれども、それでは、その基金繰入金と財政調整基金ですね、もう最後の残りの5,000万円をここで全部使ってしまうというふうな判断で、入れたほうがいいというふうに判断されて、その残りの分は一般会計から繰り入れしようと思った、一般会計から全部1億5,000万円繰り入れたっていいわけですね。その配分をどういうふうなことを根拠にお考えになったのか、お伺いいたします。

議長（川上要一君） 企画財政課長。

企画財政課長（藤田悦男君） 一本算定でやりますと、約29億円で当初予算を組んだわけなんですけど、本来ですと32億から33億円程度が合併したときの算定で算出しますと実際にはその程度になります。それで組んでしまいますと、来なかったときのことを考えますと、予算が執行できないということになってしまいますので、その手当てとして財政調整基金、それから今回戻しましたけれども財政調整基金と地域振興基金の1億円を使って予算を編成したということで、来年度につきましても、そのような形でやっていく予定でございます。そのような形で24年度予算につきましても、配分をしていっております。

以上です。

議長（川上要一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（郡司正幸君） 放課後児童クラブにつきましては、来年度の児童につきましては現在募集といたしますが、受け付けている最中でございます。予算の段階はもう12月の段階でやっておりましたので、その辺のずれが若干あったのかということで考えますし、また、ことしの応募状況等を見まして、どういう状況になるか、あわせてできれば調査を考えたいと思っています。

議長（川上要一君） 住民生活課長。

住民生活課長（手塚孝則君） 基金と繰入金のところでございますけれども、一応全額一般会計からいただければ基金が残るわけでございます。ただし、今年度の一般会計の繰入金が当初予算で9,000万円見込んでおまして、全額といたしますと1億4,000万円、を3月補正

でいただかなくちゃならないということになりました。

そういう中で、基金がある以上は、そちらを先に崩すのが筋だろうということで、そういう調整をいたしまして、5,000万円崩しまして、残りがほとんどなくなったということでありまして、それでも一般会計繰り入れにつきましては、当初予算9,000万円と同じような額を入れてもらうという形でございます。

そういうことでご理解をいただきたいと思います。

議長（川上要一君） 益子明美さん。

5番（益子明美君） 交付税の件は、本当合併後10年たつと一本算定をしていって、今から4億円減の交付税でやっていかななくちゃいけないということで、そういう形を堅持していくという意味で、課長が言っているやり方は正しいのかなというふうに理解いたします。

ただ、今年のように、上乘せ分が入ってくるような年ですので、この国保のほうに、そういったときは基金をなるべく取り崩さないというふうにして、一般会計からの繰入金をつやしたほうが、これからの国保のあり方としても、財政課としてはそういうふう考えたほうが何か私としてはいいんじゃないかなというふうに、企画財政のほうで、どうしてそれを基金から取り崩さないというようなふうにしたのか、それはわからないですよ、庁内の調整関係でどういうふうになっているのかわからないんですが、その理由が知りたいので、これからは国民健康保険税がまた改定になって、住民に負担を強いていくということにもなるわけですよ。ですからその辺、しっかり説明していただかないと納得いかないというところもありますので、その振り分け方についてお示しいただきたいと思います。

議長（川上要一君） 企画財政課長。

企画財政課長（藤田悦男君） 国保財政につきましては、独立採算が原則でございます、そこに繰り出すということになりますと、基準額があるわけでございますね。それを大幅に増額して繰り出すということは、今のところは考えておりませんが、議会のほうでそのようなお考えがあれば、そのような形もありますが、原則はもう独立採算ということですので、基準額までしか出せないということでございます。そのような形でこれからもやっていきたいと思っております。

〔発言する人あり〕

企画財政課長（藤田悦男君） ちょっと今手持ちがないので、何とも言えないんですが。

議長（川上要一君） 後で出してください。

企画財政課長（藤田悦男君） 一般財源でもルール以外に繰り出しをしておりますので、ち

よっとパーセントにつきましては、今手持ちがないので、言えないんですが。

議長（川上要一君） ほかにございませんか。

3番、塚田秀知君。

3番（塚田秀知君） 一般会計、総務管理費の20ページの公共交通確保対策費で350万円増額しているわけですがけれども、これはデマンド交通のあれだと思えるわけですが。3月までは一応試用期間というふうなことで、4月からいろいろ要望があった件について、そういった、例えば前も一般質問で益子君のほうから土曜日運行をしてもらいたいというふうな意見もあるけれども、そういったものを取り入れた予算になっているのか、お伺いしたいと思います。

それから、介護保険特別会計のほうで、7ページの3款国庫支出金の調整交付金で2,845万4,000円というふうなのが補正額で上がっています。これは何名分ぐらいになっているのか。

同じく9ページの一番下の2款、給付金4,292万4,000円が増額になっているわけですがけれども、これは何名分ぐらいなのかお伺いしたいと思います。

議長（川上要一君） 総務課長。

総務課長（益子 実君） それでは、公共交通確保対策事業費についての説明を申し上げます。

ここで350万円計上しておりますが、ここにはデマンド交通の補助金、それから馬頭烏山線の補助金、それと東野交通への補助金、これらを精査した金額であります。このうちデマンド交通につきましては、おかげをもちまして大変需要があるということで、320万円ほど今回当初見込みよりも増額をいたしました。一般質問等で幅を広げろというご質問もありましたけれども、そうしますとこの金額も増加になってまいります。実証期間があと1年ありますので、その辺は実証期間が終了した段階、あるいは実証期間中に検討をさせていただきます。

以上です。

議長（川上要一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（郡司正幸君） 介護保険の7ページの支払基金の交付金でございますが、1項1目の1節につきましては、本年度給付費が伸びた部分についての増額分でございます。

それから、2節の過年度分につきましては、22年度交付金が上がりましたが、その不足額を増額して配付していただいたものという考え方でございます。

それから、1項2目の地域支援事業費の交付金につきましても、過年度分、前年度分の支払基金からの支払い不足分がここで計上された、精査したという形でございます。

それから、9ページの居宅介護サービス給付費につきましても、今年度の支払い額が、見込み額が不足するための補正額でございます。

議長（川上要一君） 何人かというのはわかるか。

健康福祉課長（郡司正幸君） 総体的な話になりますので、その件数はちょっとまだ。最終的に決算の時点になります。

〔発言する人あり〕

健康福祉課長（郡司正幸君） 今、詳しい数字は持ち合わせていないので、申しわけないんですが、最終的にこのくらい見込まれるという予算額でございますので、細かいケースにつきましては、決算の段階で説明できるようにいたします。

議長（川上要一君） よろしいですか。

2番、益子輝夫君。

2番（益子輝夫君） 一般会計です。すみません、失礼しました。18ページの4の消防費の消防債ですか、それが補正前は2億3,000万円あったのが1億3,000万円の減になっていることの原因とか内容について、詳しく教えていただきたいというふうに思います。

あとは一般会計の同じく22ページの1の保育園費、これが7項の賃金84万円減になっています。その内容を教えていただきたいというふうに思います。

議長（川上要一君） 企画財政課長。

企画財政課長（藤田悦男君） 広域消防の負担金の減によるものでございまして、那珂川分署が確定していなかったということで減額をいたしました。

以上です。

議長（川上要一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（郡司正幸君） 臨時職員の賃金ですが、当初週5日勤める予定だった方が、3日になったために、途中で減額したということです。

議長（川上要一君） 益子輝夫君。

2番（益子輝夫君） 今の保育園のことなんですが、84万円という金があるんでしたら、時給が、那珂川町の場合は900円だそうですが、お隣の烏山では1,000円ということなので、やっぱりそのお金をそっちに振り向けて、50円とかそういう金額になると思いますが、時給のアップを考えたらどうかなと思うんですが、その辺はどう考えているのか伺いたいという

ふうに思います。

昨年も何か数十万円、七十何万が残ったということに聞いていますが。

議長（川上要一君） 総務課長。

総務課長（益子 実君） 賃金につきましては、全体的に、たしか昨年度だったと思いが見直しを図りました。それで臨時職員を採用する段階での契約といたしますか、募集の金額が決まっておりますので、保育士の賃金だけ上げるわけにはいきませんので、ただ今後改定等については、適宜検討をしてみたいと思います。

議長（川上要一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

採決は1件ごとに行います。

議案第10号 平成23年度那珂川町一般会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号 平成23年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号 平成23年度那珂川町国民健康保険特別会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議ありでございますので、起立により採決をいたします。

議案第12号 平成23年度那珂川町国民健康保険特別会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（川上要一君） 起立多数と認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号 平成23年度那珂川町後期高齢者医療特別会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議がありますので、起立により採決をいたします。

議案第13号 平成23年度那珂川町後期高齢者医療特別会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（川上要一君） 起立多数と認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号 平成23年度那珂川町介護保険特別会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議がありますので、起立により採決をいたします。

議案第14号 平成23年度那珂川町介護保険特別会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（川上要一君） 起立多数と認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号 平成23年度那珂川町下水道事業特別会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号 平成23年度那珂川町簡易水道事業特別会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号 平成23年度那珂川町水道事業会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩をいたします。

再開は16時20分といたします。

休憩 午後 4時10分

再開 午後 4時20分

議長（川上要一君） 再開いたします。

#### 会議時間の延長

議長（川上要一君） 本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長します。

益子輝夫君から途中の中座を求めてありますので、これを許します。

#### 議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（川上要一君） 日程第19、議案第18号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第18号 指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、まほろばの湯湯親館、ふるさとロッジ、ふるさと交流館及び町営温泉源泉施設の管理を行わせるため、株式会社まほろばおがわを指定管理者として指定するものであります。

これらの施設は、平成18年4月1日から現在までの2期6年間にわたり、株式会社まほろばおがわを指定管理者として管理を行っていましたが、3月末をもって指定の期間が切れることから、改めて株式会社まほろばおがわを指定管理者として指定するものであります。

指定の期間は、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3年間を指定するものであり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。  
議長（川上要一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第18号 指定管理者の指定については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

#### 議案第19号～議案第27号の一括上程、説明

議長（川上要一君） 日程第20、議案第19号 平成24年度那珂川町一般会計予算の議決について、日程第21、議案第20号 平成24年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計予算の議決について、日程第22、議案第21号 平成24年度那珂川町国民健康保険特別会計予算の

議決について、日程第23、議案第22号 平成24年度那珂川町後期高齢者医療特別会計予算の議決について、日程第24、議案第23号 平成24年度那珂川町介護保険特別会計予算の議決について、日程第25、議案第24号 平成24年度那珂川町下水道事業特別会計予算の議決について、日程第26、議案第25号 平成24年度那珂川町農業集落排水事業特別会計予算の議決について、日程第27、議案第26号 平成24年度那珂川町簡易水道事業特別予算の議決について、日程第28、議案第27号 平成24年度那珂川町水道事業会計予算の議決について、以上9議案は関連がありますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第19から議案第27号、平成24年度那珂川町一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計予算を提案するに当たり、町政執行に当たって所信の一端を述べますとともに、予算案の要旨について説明を申し上げます。

現在の経済情勢は、ギリシャ経済危機に端を発した欧州経済の不安定が全世界に影響を与え、日本の円高基調に加え、昨年3月11日の東日本大震災、原発事故の影響を受け、極めて深刻な状況にあります。このような中、大企業だけでなく中小企業の海外進出も加速され、国内雇用の悪化につながっております。

さらに政局も一段と混迷を深めており、国の財政・金融政策など先行きは依然不透明なものとなっております。

まず、国の平成24年度予算であります。引き続き東日本大震災の復興に全力で対応するため、東日本大震災復興特別会計を創設し、必要な予算を計上しました。

また、日本再生重点化措置を実施し、従来すべての事業の見直しを図るなど、無駄を削減して地域主権を掲げたメリ張りのある重点配分の予算編成としています。

さらに、若者からお年寄りまで、すべての人が明るい将来展望を持てる国家を実現すべく、社会保障と税の一体改革に取り組むとしています。

地方財政対策では、災害対応に万全を期すほか、地域主権改革を進める中、地方交付税については前年度並みの予算が確保され、地方の安定的な財政運営に配慮するものとしております。

県におきましても、東日本大震災から復興と、原子力災害対策を最重要課題と位置づけ、とちぎ未来開拓プログラムに基づき、公共事業の抑制や経費削減をしたものの、復興予算の

増額により、前年度を2.3%上回る予算となっております。しかし、県債残高の増加はとまらず、過去最高額を4年連続更新しました。

本町の予算編成の考え方がありますが、平成24年度予算については、那珂川町総合振興計画後期計画の2年目として計画の着実な実行を目指し、景気の低迷に対応した景気、雇用対策等を図りながら、限られた財源の効率的・効果的な運用を基本に、取り組むべき行政課題の緊急性、重要性をゼロベースの視点で検証し、協働のまちづくりや行財政改革、安心・安全のまちづくりの実現につつまして、でき得る限り予算に反映させる次第であります。

こうした考え方により、消費的経費を削減し、投資的経費を確保するため、選択と集中への転換を図り、編成作業を進めてまいりました結果、一般会計予算につつましては、76億7,000万円となり、前年度に比較すると3億3,000万円、4.2%の減となりました。この要因は、昨年の中日本大震災を踏まえ、地域防災計画の策定や町道改良舗装事業費、雇用対策事業費の増額などがあったものの、旧馬頭東中学校や旧谷川小学校への企業誘致に伴う助成事業や、屋外拡声器整備事業などの大規模事業が終了したことに加え、なす風土記の丘資料館の県からの委託事業の終了、子ども手当の制度改正による減額分などのため、昨年を下回る規模となりました。

また、一般会計に特別会計、水道事業会計を合わせた予算額は、129億3,637万2,000円となり、前年度予算に比較すると5,861万2,000円、0.5%の増となり、特に国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計の社会保障関係の特別会計が厳しい状況ではありますが、一層行財政改革を進め、町民福祉の向上に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

それでは、予算の主な内容についてご説明を申し上げます。

まず、一般会計の歳入ではありますが、景気の低迷や雇用情勢を踏まえ、個人町民税が前年度比2,000万円の減収を見込みました。反面、法人町民税は近年の実績を踏まえ、2,500万円の増額を計上いたしました。

また、一昨年税率改正があったたばこ税については1,800万円の増収を見込みましたが、固定資産税は2,000万円、ゴルフ場利用税交付金は、震災の影響により1,000万円の減収を見込みました。

地方交付税は、普通交付税において1億円を増額し、特別交付税と合わせて30億円を計上いたしました。

また、国庫支出金は、地方道路交付金事業や災害復旧費補助金による増額がありましたが、

子ども手当支給事業費や合併処理浄化槽施設整備事業費の減額により、前年度に比較し6,118万6,000円の減となりました。

県支出金につきましては、生活バス路線運行費や里の守サポート事業による増がありました。また、林業・木材産業構造改革事業や、介護基盤緊急整備等臨時交付金等の減額により、2億6,203万9,000円の減を見込みました。

基金繰入金につきましては、事業の確実な推進と町民生活への影響を極力避けるため、財政調整基金、地域振興基金等から約5億1,000万円を繰り入れることといたしました。

また、町債の発行額については、過疎対策事業債、合併特例債を有効に活用することとし、臨時財政対策債とあわせて、前年度と比べ2,700万円の減となりました。

続きまして、平成24年度予算の主要施策について、新規事業・重点事業を中心に、説明資料により説明をいたします。

4ページをお開きください。

まず、「安全・快適なユニバーサルデザインのまちづくり」であります。都市基盤の整備の土地利用・都市計画では、地籍調査事業として、馬頭地区と和見地区を継続して実施することといたしました。

町道新設改良事業は、町道一渡度大鳥線を含め6路線を整備することといたしました。

地方道路交付金事業は、平成23年度で完了しました町道日向線に引き続き、今年度より町道76号線を交付金事業として着手し、改良事業を行うことといたしました。

公共交通網の整備では、デマンド交通システムの実証運行及び那須烏山市と共同運行している馬頭烏山線のバス運行を継続し、町民の足の確保に努めることとしました。

生活環境基盤の整備、消防防災、交通安全、防犯基盤の整備では、常備消防、非常備消防の管理運営費に加え、非常備消防団組織7分団30部の再編に伴う経費、南那須地区広域行政事務組合の消防庁舎整備事業費負担金、分団車庫新設事業のほか、東日本大震災及び福島第一原子力発電所の放射能事故を踏まえ、地域防災計画の策定、防災マップの作成に係る経費を計上いたしました。

また、災害復旧支援金は、1,100件を超える申請がありましたが、まだまだ被災住宅等の改修、改善が終了していないため、引き続き予算計上したところであります。

5ページに入ります。

「笑顔あふれる元気で心あたかなまちづくり」の医療・保健の充実では、大田原市に新築されます那須赤十字病院の新築負担金を計上するほか、子宮頸がんなどの予防接種の助成

を実施するほか、女性特有のがん検診推進事業、自殺予防対策を含む精神障害者居宅生活支援事業など、各種保健事業を実施いたします。

高齢者福祉・社会福祉の充実では、新規で地域の協力を得て、ひとり暮らし老人等の地域見守りネットワーク事業に取り組むほか、介護予防事業、障害者福祉サービス事業を初め、各種の事業を実施いたします。

6ページに入ります。

児童福祉・子育て支援の充実では、放課後児童クラブは平成24年度につきましても、土曜日も開所することとし、従来からの保育園の運営とあわせ、子育て支援事業を充実いたします。

「人を育て未来を拓くまちづくり」の学校教育の充実では、各小・中学校の普通教室へ扇風機を設置し、教育環境の向上を図ります。また、平成24年度から馬頭小学校体育館の耐震補強、大規模改修に着手するための設計業務委託料を計上いたしました。これにより、学校施設の耐震補強事業はすべて完了する予定であります。

7ページに入ります。

生涯学習の充実では、昨年、住民生活に光をそそぐ交付金において整備されました小川図書館を初め、各生涯学習施設の管理運営の充実を図ります。

スポーツ・レクリエーションの振興では、7月に開催される日独スポーツ少年団同時交流事業の経費を新たに導入したほか、町民のための各種講座や研修会、町民スポーツの振興や団体の育成を図るための経費を計上いたしました。

文化の振興では、広重美術館の照明器具の老朽化に伴い、省エネ効果も期待されますLED照明への改修事業費を計上したほか、郷土資料館運営の充実や芸術文化活動の充実、各種文化団体の育成に取り組んでまいります。

なお、なす風土記の丘資料館の県からの委託事業は、平成23年度をもって終了といたしました。

国際交流の推進では、青少年海外体験学習事業として、引き続きアメリカ合衆国ホースヘッズ村に団員を派遣するほか、国際理解活動の充実を図るため、国際交流事業を推進してまいりたいと考えております。

「人がにぎわい活力あるまちづくり」の農林業の振興では、農業団体等を支援するとともに、地域農業マスタープラン作成事業に取り組むほか、基盤整備事業として、小口地区農道整備事業と、新たに三川又頭首工維持管理計画策定事業に取り組みます。

また、農産品ブランド化推進事業補助金、農地・水・環境保全向上対策事業、イノシシ肉加工施設運営事業や、森林保全のための森林整備地域活動支援交付金事業、地元材の利用拡大を推進するための木材需要拡大事業、水産業振興のホンモロコ養殖事業補助などを継続して実施いたします。

8ページに入ります。

商工業の振興では、離職者等の緊急的な雇用の場の提供を支援する緊急雇用創出事業を継続することといたしました。また、従来から実施しております中小企業融資資金預託金により、企業の資金繰り等の支援に努めるほか、商工業の振興を支援してまいります。

企業誘致活動では、企業立地を促進するため、昨年度制定しました企業立地奨励金、雇用促進奨励金制度の経費を計上し、産業の振興と雇用の創出を図るとともに、企業訪問等を積極的に行ってまいりたいと思います。

観光の振興では、各観光施設の維持管理経費を計上するとともに、観光協会と連携し、道の駅、地域情報発信施設を中心とした観光や地域情報のPRのための経費などを計上いたしました。

さらに、農業、商工、観光連携のもと、温泉トラフグ、八溝ししまる、ホンモロコ等の各種のブランド化の推進についても取り組んでまいります。

地域間連携・交流の促進では、愛荘町、美郷町のほか、新たに観光交流都市協定として、ふくろう協定を締結する豊島区との交流を図ります。

豊かな自然と共生するまちづくりでは、不法投棄物対策に取り組むとともに、生活環境の保全では、し尿処理対策、ごみ収集対策の経費を計上いたしました。

9ページに入ります。

「改革への道」では、昨年度から庁舎建設等検討委員会を設置して庁舎のあり方について調査検討してまいりましたが、本年度は測量調査等の委託料など、庁舎整備事業のための経費を計上いたしました。

なお、本事業については、整備計画が固まった段階で予算措置を講じたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

住民参加・協働の推進では、交流人口の増加のための対策として、新たに「地域版プラットフォームホーム事業」、限界集落対策として、「里の守サポート事業実践活動モデル事業」に取り組むことといたしました。

また並行して協働によるまちづくりを推進するため、モデル地区に助成を行うとともに、

平成21年度から実施しているメディアアーツとの学官連携事業も引き続き、充実させることといたしました。

「まちづくりの三大重点プロジェクト」のうち、自然・環境との共生推進プロジェクトでは、引き続きマイバッグキャンペーンにより、レジ袋削減の意識向上に努めるとともに、太陽光発電等設備導入事業を継続し、自然エネルギー活用の普及啓蒙及び地球温暖化防止に努めることといたしました。

10ページに入ります。

次に、特別会計予算について説明をいたします。

まず、ケーブルテレビ事業特別会計であります。予算額は3億5,500万円で、前年度に比較して1,500万円、4.1%の減となりました。本年度から指定管理者制度を導入して、施設の管理運営を行うことといたします。業務委託費等が主なものであります。

次に、国民健康保険特別会計であります。予算額は21億8,000万円で、前年度に比較して1億2,700万円、6.2%の増となりました。療養の給付費のほか、後期高齢者支援金等があります。

次に、後期高齢者医療特別会計であります。予算額は1億9,400万円で、前年度に比較して2,100万円、12.1%の増となりました。後期高齢者医療広域連合納付金が主なものであります。

次に、介護保険特別会計であります。予算額は14億3,400万円で、前年度に比較して1億4,400万円、11.2%増となりました。介護サービス給付、介護予防サービス給付等が主なものであります。

次に、下水道事業特別会計であります。予算額は3億2,900万円で、前年度に比較して800万円、2.5%の増となりました。施設の維持管理費のほか、健武地内の管渠工事を進めてまいります。

11ページに入ります。

次に、農業集落排水事業特別会計であります。予算額は4,700万円で、前年度に比較して100万円、2.2%の増となりました。施設の維持管理費が主なものであります。

次に、簡易水道特別会計であります。予算額は1億9,100万円で、前年度に比較して1,500万円、8.5%の増となりました。施設の管理運営費を中心に、水源削井工事のほか、配水管布設がえ工事等の経費を計上いたしました。

次に、水道事業会計について申し上げます。

予算の増額は5億3,637万2,000円で、前年度に比較して8,761万2,000円、19.5%の増となりました。上水道事業においては水源確保事業のほか、田町地内の配水管布設がえ工事等、東部地区簡易水道事業においては、大内地内の配水管布設がえ工事などを予定しております。

以上、各会計の予算につきましてその大要を申し上げましたが、一般会計において、平成24年度に実施予定であった小川小学校ランチルーム耐震補強、大規模改修工事約1億1,000万円については、平成23年度の国の経済対策を活用し、前倒し実施しておりますので、ご理解願いたいと思います。

今後とも予算の執行に当たりましては、現在の厳しい財政状況を認識し、第2次行財政改革推進計画に沿った経常経費の節減、事務経費の見直しなどの改革を積極的に推進する所存であります。

また、多種多様化する行政需要に速やかに対応するとともに、弾力的かつ効率的な運用を図ってまいりたいと考えております。

私は、公約であります「みんなで考え行動するまちづくり」を基本とし、事務事業の円滑な執行に向け、全職員と一丸となって努力してまいる所存であります。

議員の皆様におかれましても建設的なご意見、ご提言をいただき、町政発展のためご協力を賜りますよう重ねてお願いを申し上げ、私の所信の一端と、平成24年度予算の提案説明とさせていただきます。

議長（川上要一君） 提案理由の説明が終わりました。

#### 予算審査特別委員会の設置、付託

議長（川上要一君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第19号から議案第27号までについては、議員全員を委員とする予算審査特別委員会を設置してこれに付託することとし、審査に当たっては必要に応じて資料の提出を求めることができることとしたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号から議案第27号までについては、議員全員を委員とする予算審査特

別委員会を設置してこれに付託することとし、審査に当たっては必要に応じて資料の提出を求めることができることと決定いたしました。

ただいま議員全員を委員とする予算審査特別委員会が設置されましたが、正副委員長がともに決定しておりませんので、委員会条例第10条第1項の規定により、議長名をもって本日本会議終了後、直ちに予算審査特別委員会を議場に招集いたします。

#### 休会について

議長（川上要一君） お諮りします。

中学校の卒業式、休日及び予算審査特別委員会開催のため、3月8日から3月13日までの6日間は本会議を休会したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって3月8日から3月13日までは本会議を休会とすることに決定いたしました。

3月8日から3月13日までは、本会議を休会といたします。

#### 散会の宣告

議長（川上要一君） 以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。

次の会議は3月14日午後1時30分といたします。

本日はこれにて散会いたします。

ご起立ください。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 4時52分